

波佐見町地域防災計画

一 風水害等災害応急対策編 一

令和6年6月

風水害等災害応急対策編

- 第 1 章 組織動員計画
- 第 2 章 受援・応援計画
- 第 3 章 自衛隊派遣要請計画
- 第 4 章 労務供給計画
- 第 5 章 自発的支援の受入れに関する計画
- 第 6 章 通信及び情報収集伝達計画
- 第 7 章 災害広報計画
- 第 8 章 公安警備計画
- 第 9 章 水防計画
- 第 10 章 土砂災害防止計画
- 第 11 章 消防活動計画
- 第 12 章 災害救助法の適用に関する計画
- 第 13 章 避難計画
- 第 14 章 救出計画
- 第 15 章 遺体捜査及び収容埋葬計画
- 第 16 章 要配慮者対策計画
- 第 17 章 緊急物資供給計画
- 第 18 章 上下水道施設復旧計画
- 第 19 章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画
- 第 20 章 障害物の除去計画
- 第 21 章 義援金品募集配分計画
- 第 22 章 医療助産計画
- 第 23 章 保健衛生計画
- 第 24 章 輸送及び交通対策計画
- 第 25 章 文教応急対策計画
- 第 26 章 ライフライン施設等の災害応急対策計画
- 第 27 章 農産物災害応急対策計画
- 第 28 章 公共土木施設災害応急対策計画

本編では、風水害等における警戒活動、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策等について提示した。

第1章 組織動員計画

項 目	担 当
第1 防災組織	—
第2 波佐見町災害警戒本部	災害対策本部（総務班）
第3 波佐見町災害対策本部	災害対策本部（総務班）
第4 災害対策要員の動員	災害対策本部（総務班、各班）
第5 災害緊急事態が布告された場合の体制	災害対策本部（総務班、各班）
第6 災害応急対策の長期化に対応したオペレーション体制の整備	災害対策本部（総務班、各班）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

第1 防災組織

1 波佐見町防災会議

災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、町長を会長とし、所掌事務としては、防災計画を作成しその実施を推進すること、災害発生時に災害情報の収集、関係機関との連絡調整をつかさどる。

⇒資料編 10. 波佐見町防災会議条例

2 波佐見町災害警戒本部

各種の気象警報などの発表により災害発生が予測されるとき、災害対策本部設置前の段階として総務課長を本部長として設置する。

3 波佐見町災害対策本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町長を本部長として町職員及び町消防団員で構成し、災害予防及び災害応急対策活動を実施する。

⇒資料編 11. 波佐見町災害対策本部条例

⇒資料編 12. 波佐見町災害対策本部要綱

第2 波佐見町災害警戒本部

1 設置基準

以下の基準に該当するとき、「波佐見町災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、各関係機関及び民間の協力を得て主に情報の収集にあたるものとする。

- (1) 気象警報が発表されたとき
- (2) 長時間の降雨等により、河川の警戒、土砂災害危険区域の警戒が必要と予測されるとき
- (3) 町長・副町長が設置を必要と認めるとき
- (4) 災害が発生するおそれがある場合、又は軽微な災害が発生した場合（第1配備）
- (5) 局地的な災害、又は相当な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（第2配備）

2 設置場所

災害警戒本部は、本庁舎内総務課に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、代替施設として波佐見町総合文化会館に設置する。

3 指揮の権限

災害警戒本部長は、総務課長とする。

災害警戒本部の設置及び指揮は、災害警戒本部長の権限により行われるが、災害警戒本部長の不在等により判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■災害警戒本部長の権限委任の順位

第1位 建設課長

第2位 農林課長

4 災害警戒本部設置の連絡等

災害警戒本部長は、庁内放送等により、全職員に災害警戒本部を設置した旨を周知する。

休日、夜間等の勤務時間外においては、原則として気象警報が発表され、災害が発生又はそのおそれがある場合は、配備基準に基づく職員を招集する。その際、配備基準以外の職員も気象情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じ得る体制を整えておく。配備員の招集は、メール、電話連絡等の方法により行う。

また、防災関係機関等にもその旨の通知をする。

5 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部は、次の職員で構成する。

○本部長：総務課長

○副本部長：生活安全班主査

○本部長：総務課、建設課、農林課の職員で、担当課長が指名した職員

6 解散等の基準

①災害警戒本部の解散は、気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたときに本部長が解散する。

②災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、若しくは災害が拡大し、組織的・総括的な災害対策が必要と認められるときは「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

③①及び②の場合であっては、本部長はその旨を町長又は副町長に連絡するとともに、県災害警戒県北地方本部等の関係機関へ連絡するものとする。

⇒資料編 13. 波佐見町伝達系統図

第3 波佐見町災害対策本部

1 設置基準

災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、若しくは災害が拡大し、組織的・総括的な災害対策が必要と認められるときは「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。
(第3配備)

2 設置場所

災害対策本部は、本庁舎内3階災害対策室に設置する。

災害発生後、直ちに庁舎の施設・設備を緊急点検し、災害対策本部としての機能に支障がないか確認するとともに、必要に応じて修繕等の措置を講じる。なお、本庁舎が使用できない場合は、代替施設として以下の場所に設置する。

- | |
|------------------|
| 1 波佐見町総合文化会館 |
| 2 波佐見町農村環境改善センター |
| 3 波佐見町勤労福祉会館 |

3 指揮の権限

災害対策本部長は、町長とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、災害対策本部長（以下、「本部長」という。）の権限により行われるが、本部長の不在等により判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■災害対策本部長の権限委任の順位

- | | |
|-----|------------|
| 第1位 | 副町長（副本部長） |
| 第2位 | 消防団長（副本部長） |
| 第3位 | 教育長（副本部長） |

4 災害対策本部設置の連絡等

本部長は、庁内放送等により、全職員に災害対策本部を設置した旨を周知する。

休日、夜間等の勤務時間外においては、原則として気象警報が発表され、災害が発生又はそのおそれがある場合は、配備基準に基づく職員を招集する。その際、配備基準以外の職員も気象情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じ得る体制を整えておく。配備員の招集は、メール、電話連絡等の方法により行う。

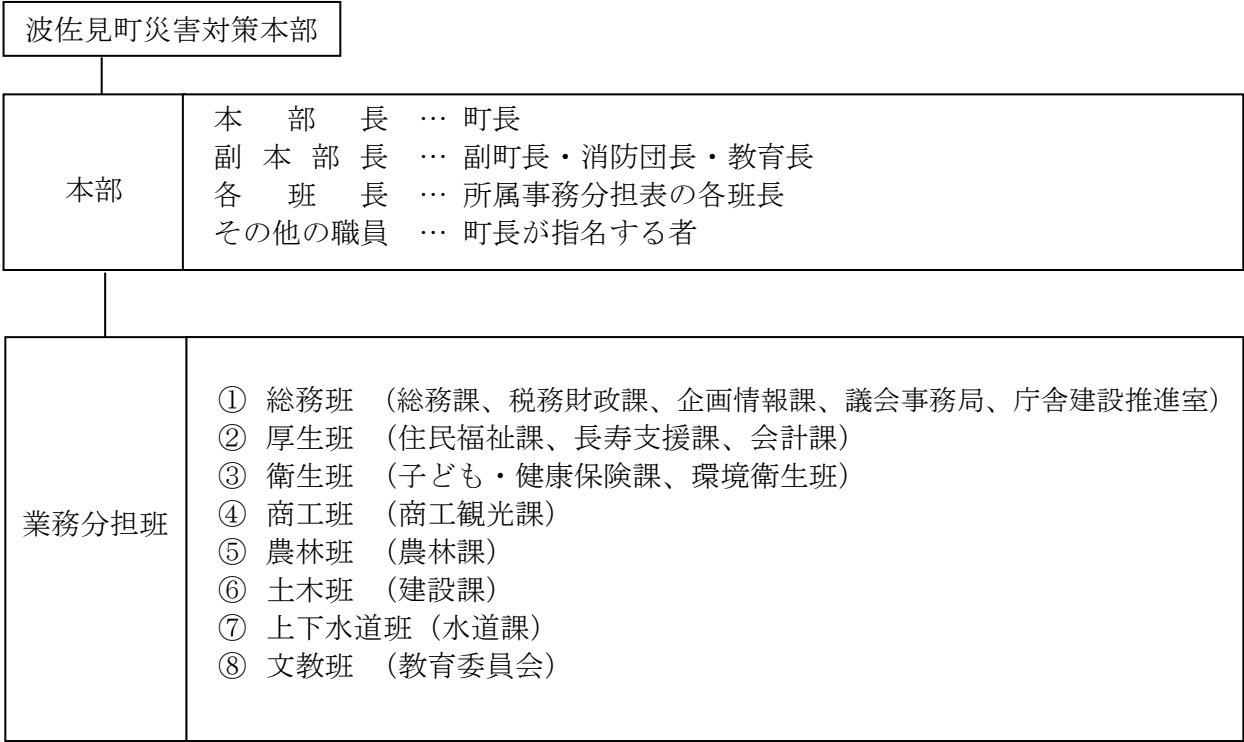
また、防災関係機関等にもその旨の通知をする。

5 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織体制は、次のとおりとする。

また、各業務分担班の事務分掌は、一覧表のとおりとする。

■災害対策本部組織図



共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

■業務分担班の事務分掌

町組織に基づく機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌
総務課 税務財政課 企画情報課 議会事務局 庁舎建設推進室	①総務班 正:総務課長 副:税務財政課長 副:企画情報課長 副:議会事務局長 副:庁舎建設推進室長	1. 本部長の命令伝達に関すること
		2. 災害対策本部等に関すること
		3. 職員の動員及び配置に関すること
		4. 職員の被害状況調査及び健康管理に関すること
		5. 災害応急及び復興対策の総合調整に関すること
		6. 県及び関係機関との連絡調整に関すること
		7. 自衛隊との連絡調整に関すること
		8. 受援及び応援に関すること
		9. 通信設備に関すること
		10. 所有財産の被害状況の把握及びその対策に関すること
		11. 気象情報の授受に関すること
		12. 避難情報等の発令及び伝達に関すること
		13. 避難所の開設及び運営に関すること
		14. 災害対策に関する予算措置に関すること
		15. 災害措置に要する諸経費の経理に関すること
		16. 被災証明・罹災証明に関すること
		17. 消防団との連絡調整に関すること
		18. 被災者、家屋等の被害状況の調査に関すること
		19. 報道に関すること
		20. 町税等の減免に関すること
住民福祉課 (戸籍班・社会福祉班) 長寿支援課 会計課	②厚生班 正:住民福祉課長 副:長寿支援課長 副:会計課長	1. 災害応急物資及び救援物資の受入れ及び配給に関すること
		2. 避難行動要支援者の把握及び避難誘導に関すること
		3. 要配慮者利用施設及び要配慮者の被災状況の把握に関すること
		4. 要配慮者の生活支援に関すること
		5. 義援金品の受付、配分等に関すること
		6. 食糧の供給及び炊き出しに関すること
		7. ボランティアの受入れ及び調整に関すること
		8. 住民相談に関すること
		9. 被災者の金融支援に関すること
		10. (福祉)避難所の設置及び運営に関すること
		11. 町税等の減免に関すること
子ども・健康保険課 住民福祉課 (環境衛生班)	③衛生班 正:子ども・健康保険課長 副:環境衛生班係長 副:健康増進班係長	1. 被災地の衛生状態の調査に関すること
		2. 災害時の防疫及びごみ等の救急処理に関すること
		3. し尿の緊急処理に関すること
		4. 応急医療及び助産に関すること
		5. 医療品等の調達及び配分、輸送に関すること
		6. 保健所・医療機関との連絡調整に関すること
		7. 汚染検査等緊急被ばく・除染医療活動の支援に関すること
		8. 環境試料の採取等及び放射線モニタリング活動の支援に関すること
		9. 保育園児の避難に関すること
		10. 町税等の減免に関すること

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

町組織に基づく機構	業務分担班 (正副班長)	事務分掌
商工観光課	④商工班 正:商工観光課長 副:商工観光班係長	1. 商工鉦業施設の災害状況の収集及び応急対策に関すること
		2. 運輸施設の災害状況の収集及び応急対策に関すること
		3. 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること
		4. 必需物資等の確保及び斡旋に関すること
農林課 農業委員会	⑤農林班 正:農林課長 副:農林課参事 副:農政班係長 副:農業総務班係長	1. 農作物の災害対策に関すること
		2. 農作物の災害に伴う病害中の予防及び駆除に関すること
		3. 応急食糧の確保及び調達に関すること
		4. 家畜、家きんの災害対策に関すること
		5. 農作物の出荷制限に関すること
		6. 農地及び農業用施設の災害対策に関すること
		7. 森林及び林道の災害対策に関すること
		8. 地すべり対策に関すること（農地・山林）
建設課	⑥土木班 正:建設課長 副:建設管理班係長 副:土木事業班係長	1. 道路、橋梁及び河川の災害対策に関すること
		2. 土石流災害の対策に関すること
		3. 応急仮設住宅の建設に関すること
		4. 住宅金融に関すること
		5. 水防に関すること
		6. 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること
		7. 河川の水位の通報、監視、警戒に関すること
		8. 地すべり対策に関すること（農地・山林以外）
		9. 避難時における避難路の確保に関すること
水道課	⑦上下水道班 正:水道課長 副:水道管理班係長 副:水道班係長	1. 上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
		2. 非常用飲料水の給水に関すること
		3. 下水道施設の排水に関すること
教育委員会	⑧文教班 正:教育次長 副:教育総務班係長 副:社会教育班係長 副:文化財班係長	1. 教育施設等の被害状況の把握及び応急復旧対策に関すること
		2. 児童・生徒の避難誘導に関すること
		3. 罹災児童・生徒に対する教科書及び学用品等の支給に関すること
		4. 応急教育に関すること
		5. 児童・生徒の保健及び学校給食に関すること
		6. 学校の避難所開設の協力に関すること
		7. 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること
		8. 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること
		9. 総合文化会館等の避難所開設の協力に関すること
		10. 炊き出しその他による食品の給与に関すること

6 解散基準

災害警戒本部の解散は、気象警報等が解除され、災害の危険が解消したと認められたとき本部長が解散する。

第4 災害対策要員の動員

1 配備の種類及び要員数

災害の規模に応じ、配備の段階を第1配備から第3配備まで区分し、配備の指定は、その都度本部長が行うものとする。

各班の配備要員数はその都度指示するが、概ね次のとおりとする。

■配備区分

配備区分	配備基準	組織構成	具体の災害事象(例)
災害警戒本部	・気象警報が発表されたとき(波浪警報は除く) ・長時間の降雨等により、河川の警戒、土砂災害危険区域の警戒が必要と予測されるとき ・注意体制をとるべき警戒が発表され、災害発生の危険性があるとき、又は強い台風が、夜間から明け方に接近通過することが予測されるとき	・本部長:総務課長 1名 ・副本部長:総務課生活安全班 1名 ・本部員:総務課、建設課、農林課の職員で担当課長が指定した職員	・台風が町に接近するおそれがあるとき
災害警戒本部	第1配備	・職員:10人程度(総務課、建設課、農林課の職員)	◆警戒レベル3相当(該当する気象情報等) ・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報
	第2配備	・局地的な災害、又は相当な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合	・職員:20人程度 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布「警戒」(赤) ・洪水警報の危険度分布「警戒」(赤) ・氾濫警戒情報
災害対策本部	第3配備	・大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。又は災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、災害対策本部を設置して対策を講ずる必要があると本部長が認めたとき	◆警戒レベル4相当(該当する気象情報等) ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布「危険」(紫) ・洪水警報の危険度分布「危険」(紫) ・氾濫危険情報

2 動員方法

(1) 災害発生のおそれがある場合の動員

○勤務時間外において、宿日直者が気象警報及び災害発生のおそれがある異常現象の発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長に連絡する。

○前項の通知を受けた総務課長は、本部長に報告し、取るべき措置、配備区分等について協議・確認するとともに、その結果を各班長及び総務班班員に通知する。

共通編

(2) 配備要員の動員系統

○配備要員の動員は、次に示す系統図により行うものとする。

○総務班班長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

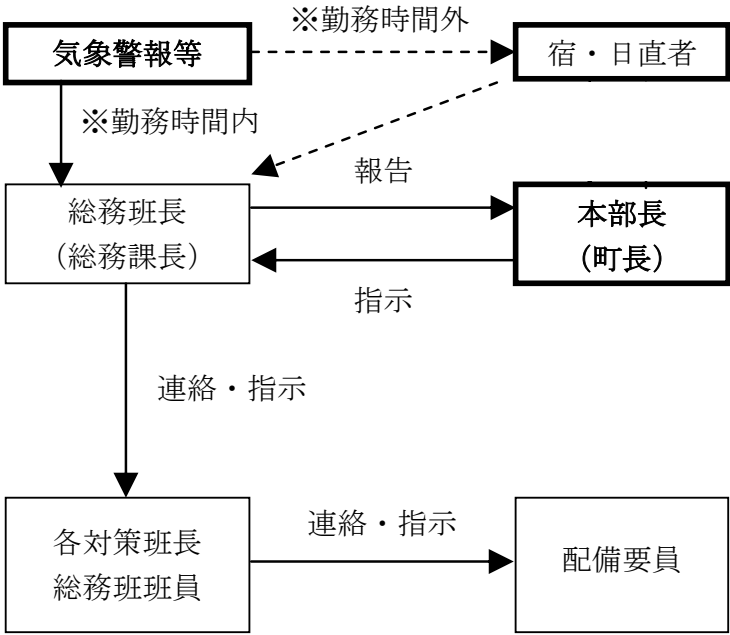
○職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、進んで各所属班長に連絡をとり、又は自らの判断により登庁し、配備に服するものとする。

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

■ 配備要員の動員系統図区分



(3) 災害応急対策要員の確保・調整

総務班長は、初期の応急対策を進めるうえで要員が不足する部署（班）がある場合は、該当班長と調整のうえで、一時的な職員の応援について指示する。

3 災害対策要員の安全確保

災害対策要員は、自身の安全確保に十分配慮して災害応急対策に従事するものとする。

第5 災害緊急事態が布告された場合の体制

本町内の全部又は一部に対し、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発した場合、町は県及び防災関係機関と協力し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進するとともに、町内の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第6 災害応急対策の長期化に対応したオペレーション体制の整備

大規模災害が発生した場合、避難生活や災害応急対策が長期化する可能性があることから、町は、県と適宜連携を図り、長期間の対応が可能なオペレーション体制を整備するとともに、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復に努める。また、災害応急対策にあたる職員についても、心身両面での健康管理に十分配慮するとともに、長時間労働の防止指導やローテーション体制の導入等、適切な労働時間の管理に努める。

第2章 受援・応援計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

項 目	担 当
第1 法律に基づく県等への応援要請	災害対策本部（総務班）
第2 国への応援要請	災害対策本部（総務班）
第3 協定に基づく他市町長への応援要請	災害対策本部（総務班）
第4 応援要員の受入れ	災害対策本部（総務班、関係各班）
第5 応援要員の撤収要請等	災害対策本部（総務班、関係各班）
第6 被災市町村への応援体制の整備	災害対策本部（総務班、関係各班）

第1 法律に基づく県等への応援要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県（知事）に対し次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する（災害対策基本法第68条第1項）。

■応援要請時の必要事項

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする人員、資機材等
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする経路
- その他応援に関し必要な事項

■法律に基づくその他の応援要請

要請内容	要請先	根拠法
指定地方行政機関の職員の派遣あつせん	県（知事）	災害対策基本法第30条第1項
他の地方公共団体の職員の派遣あつせん	県（知事）	災害対策基本法第30条第2項
指定地方行政機関の職員派遣	指定地方行政機関の長	災害対策基本法第29条第2項
他の市町長等の応援	他の市町長等	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17

第2 国への応援要請

町長は、大規模災害に際して、被災状況の迅速な把握、被害の拡大防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に行う上で必要と認める場合は、国（九州地方整備局等）に対し、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣・支援を要請する。

第3 協定に基づく他の市町長への応援要請

町域内の災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、「長崎県県北区域防災相互応援協定」に基づき、市町長へ応援要請を行うものとする。

第4 応援要員の受入れ

災害応急対策を実施するに際し、町外から必要な応援要員を導入した場合、町長は、関係各班と調整のうえで、次のとおり受入れ体制を整備する。

- 応援活動等の連絡調整窓口の設置、応援部隊等への通知
- 食糧、飲料水等の準備（応援部隊等が自ら準備できない場合）
- 野営地、宿泊施設の確保（公園・グラウンド、町役場の来庁者用駐車場等のスペースを活用）
- 応援部隊等の現地への誘導 等

第5 応援要員の撤収要請等

応援要員を受け入れた班の班長は、応援業務もしくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなった場合には、速やかに町長へ報告し、指示を受けるものとする。

町長は、応援要員による応援業務もしくは活動期間が終了した場合又は応援の必要がなくなったと認める場合は、知事、関係市町長等に対して撤収を要請する。

第6 被災市町村への応援体制の整備

総務省では、被災地方公共団体に対して復旧・復興に向けた様々な人的支援を行うため、被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員派遣の調整を実施することとなっている。

町は、県及び総務省と連携し、被災市町村への応援体制を整備する。

なお、町職員を町外の被災地域に派遣する場合に備え、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

第3章 自衛隊派遣要請計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

項目	担当
第1 自衛隊の災害派遣の概要	—
第2 自衛隊の派遣要請	災害対策本部（総務班）
第3 自衛隊との連絡調整	災害対策本部（総務班）
第4 派遣部隊の受入れ体制の整備	災害対策本部（総務班、関係各班）
第5 自衛隊の撤収要請	災害対策本部（総務班）
第6 経費負担区分	—
第7 地上と航空機との交信手法	—

第1 自衛隊の災害派遣の概要

1 災害派遣による活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。主な活動内容は、次のとおりである。

■自衛隊による主な活動内容

陸上自衛隊	○人命の救助 ○消防・水利確保 ○救援物資の輸送 ○道路の応急啓開 ○応急の医療防疫 ○給水入浴支援及び通信支援 ○被災地の偵察(航空含む)及び応急措置(復旧)
海上自衛隊	○海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助 ○人員、救援物資等の緊急輸送 ○状況偵察及び被害の調査 ○船舶火災及び油の排出に対する救援 ○航空機による急患搬送
航空自衛隊	○人命の救助 ○消防、水防 ○人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送 ○通信支援 ○航空機による被災地の偵察 ○海上における航空機、遭難者等の捜索及び救助 ○航空機による急患搬送

なお、要請上の留意事項は、次のとおりである。

- 自衛隊は、人命救助活動を第一義に行う。
- 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等は行わない。
- 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

○災害地における自衛隊の活動内容、広報等に関する各種協議は、県並びに波佐見町と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

■自衛隊の配置及び管轄区域（長崎県）

駐 と ん 地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備 考
陸 上	大 村 駐 と ん 地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く） 全般を直轄
	竹松 "	大村市富ノ原1丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦 "	佐世保市大湊町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
	対馬 "	対馬市厳原町 (0920-52-0791)	対馬駐とん地司令	
海 上	佐世保地方総監部 （警備隊を含む）	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第 2 2 航 空 群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第 22 航空群司令	
	対 馬 防 備 隊	対馬市美津島町 (0920-54-2209)		
	上 対 馬 警 備 所	対馬市上対馬町 (0920-86-2249)		
	下 対 馬 警 備 所	対馬市厳原町竜崎 (0920-52-0997)		
	壱 岐 警 備 所	壱岐市勝本町 (0920-42-0167)		
航 空 そ の 他	西部航空方面隊 第 1 5 警 戒 群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	"	対馬市上対馬町 (0920-86-2202)		
	自 衛 隊 長崎地方連絡部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長 崎 防 衛 支 局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

2 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、その他の町長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、職務の執行として次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

■自衛官の権限

- ①警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- ②他人の土地等の一時使用等
- ③現場の被災工作物等の除去等
- ④住民等を応急措置の業務に従事させること

※自衛官の行う②により生じた損失の補償及び④の業務に従事したものに対する損害の補償については、町が行う。

第2 自衛隊の派遣要請

町長は、町域内の災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、次の手続きにより自衛隊の派遣要請を要求する。

- 知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、災害派遣要請書に必要事項を明示し、知事あてに提出する。ただし、緊急の場合は電話又は口頭で行い、事後文書により要請する。
- 通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知する。通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を持たないで部隊等を派遣する。
- 前項に基づく通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知する。

■災害派遣要請書必要事項

- 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣区域、活動内容、その他必要事項

なお、上記の要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、次の項目に該当する場合には、自衛隊は自主派遣を行うことがある。

■自衛隊の自主派遣の例

- 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待つ時間がないと認められること。

⇒資料編 14. 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式

第3 自衛隊との連絡調整

1 平常時の連絡調整

平常時においては、各種会議、防災訓練時等の機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

2 災害発生時における連絡調整

災害発生時、又はそのおそれがある場合は、大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、

情報収集並びに連絡調整にあたる。

- 県本部（県庁内）
- 県北振興局（佐世保市）
- 大村市役所等

○大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方連絡部より、また離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐屯部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

○自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

○県知事及び市町長は、自衛隊の能力、災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

○海上自衛隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせる。

第4 派遣部隊の受入れ体制の整備

町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、次のような措置又は準備を行い、必要な受入れ体制をとる。

○町長は、管内へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。

○町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の責任者を連絡調整員として指定する。

○町は、派遣された自衛隊の宿泊施設、野営施設等必要な設備を準備する。なお、応援部隊の受入れスペースとして、町内の公園・グラウンド、町役場の来庁者用駐車場等を活用する。

○災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は、町側において担任する。

○ヘリコプターによる救助・搬送等の活動を行う場合は、次の施設をヘリコプター離着陸地として確保・整備する。地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mの㊤を図示し風向の吹流し又はT字型（風向→⊥）で明確に示すものとする。

■ヘリコプター離着陸地

名 称	所在地	所有者	地 積	
波佐見中学校	波佐見町折敷瀬郷 1999	波佐見町長	150×200	38,477 m ²

資料：長崎県地域防災計画資料編

第5 自衛隊の撤収要請

町長は、派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認める場合は、派遣部隊の撤収を知事に要請するものとする。

■撤収要請事項

- 撤収日時
- 撤収要請の事由

⇒資料編 14. 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式

第6 経費負担区分

派遣を受けた場合の次の事項の負担については、町が負うものとする。

■自衛隊派遣に係る町の負担経費

- 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び器材（自衛隊装備器材を除く）の購入、借り上げ又は修理費
- 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借り上げ料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話、入浴料等
- 無作為による損害の補償

第7 地上と航空機との交信手法

災害派遣時、交通及び通信が途絶した状況下において孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を次のとおり定める。

■地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 色	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当てを要する負傷者が発生している）	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄 色	異常事態発生	食糧又は衣料水の欠乏等異常が発生している	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒を釣り上げてもらいたい
青 色	異常なし	別段の異常は発生していない	特に連絡する事項はない

■地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は直上を直線飛行で通過する）

■航空機から地上に対する信号

事 項	信号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う

共
通
編

風
水
害
等
災
害
応
急
対
策
編

地
震
・
原
子
力
災
害
応
急
対
策
編

資
料
編

第4章 労務供給計画

共通編

項目	担当
第1 技術者等の確保	災害対策本部（総務班）
第2 労務者の確保	災害対策本部（総務班）
第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ	災害対策本部（総務班）

第1 技術者等の確保

応急対策の実施について、本町職員では対処できない場合は、県又は大村公共職業安定所に対し、技術者及び技能者の供給斡旋を要請するものとする。

なお、災害の種類によっては、県の斡旋とは別に九州建設技術管理協会に対し、技術者の要請を行う。

■技術者等の確保に関する要請先

災害の種類	要請先
公共災害	長崎県土木部、県内外の市町村職員
農林災害	長崎県農林部、県内外の市町村職員、土地改良事業団体連合会の職員

第2 労務者の確保

1 確保方針

町における労務者の確保については、各班からの要請に応じて、総務班が町内事業所、大村公共職業安定所へ依頼するものとする。

また、町内において、災害応急対策、災害復旧等の実施に必要な労務者が確保できない場合は、県又は公共職業安定所に対して労務者の確保を要請するものとする。

2 賃金

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

災害救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合は、救助の実施に必要な賃金職員等を雇上げるものとする。

1 賃金職員等の雇用ができる範囲

賃金職員等の雇用ができる範囲は、次のとおりとする。ただし、激甚災害等特殊な場合は、右欄の範囲についても厚生労働大臣の承認を得て賃金職員等を雇上げることができる。

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

■賃金職員等の雇用ができる範囲

通常の場合	激甚災害等特殊な場合
○被災者の避難 ○医療及び助産のための移送 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○救助物資の整理、輸送及び配分 ○遺体の搜索 ○遺体の処理（埋葬を除く）	○遺体の埋葬 ○炊き出し ○指定避難所、応急仮設住宅、住宅の応急修理等の資材の輸送

2 賃金

当該地域における通常の賃金の範囲内とする。

3 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第5章 自発的支援の受入れに関する計画

第1節 応急活動体制

項 目	担 当
第1 災害ボランティアセンターの設置	災害対策本部（総務班、厚生班）、（社会福祉協議会）
第2 ボランティアの受入れ・調整・支援	災害対策本部（総務班、厚生班）、衛生班、（社会福祉協議会）
第3 海外からの支援の受入れ	災害対策本部（総務班）
第4 NPO・NGO・ボランティア団体等との協議	災害対策本部（総務班）、長崎県社会福祉協議会

第1 災害ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入れ及び活動支援の拠点として、波佐見町災害ボランティアセンターを設置する。

町は、波佐見町災害ボランティアセンターと連携し、「波佐見町災害ボランティアセンター運営マニュアル（令和2年3月）」、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、ボランティアによる活動の調整・支援を行う。

第2 ボランティアの受入れ・調整・支援

災害発生後、各地からの一般ボランティアの問い合わせに対しては、問い合わせを受けた各課が、町社協災害ボランティアセンターに回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うため、庁内の災害ボランティア情報を総括管理する総務班に連絡する。

総務班は、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、厚生班と調整のうえ、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋など、ボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

専門ボランティア（医療・看護等専門的な技術を要するボランティア）を担当する衛生班は、平常時から専門ボランティアの把握と連絡体制を構築しておくとともに、災害時にはその受け付け窓口として、被災地のニーズ、公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門ボランティアの受け付け及び活動状況に関しては、総務班へ随時報告する。

■災害ボランティアの主な活動内容

- | | |
|--------------|-----------------|
| ○出火防止・消火活動 | ○安否確認（避難行動要支援者） |
| ○避難誘導 | ○情報の収集・提供 |
| ○行政機関との連絡調整等 | ○炊き出し |
| ○物資運搬 | ○救援物資の集配 |
| ○募金活動 | ○土砂、瓦礫等の片付け・清掃 |

※危険が伴う作業、医療行為等は専門ボランティアが行う

■専門ボランティアの例

- | | |
|--|-----------------|
| ○救急・救護ボランティア | ○手話通訳ボランティア |
| ○医療ボランティア（医師、看護職、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士） | ○介護ボランティア |
| | ○ボランティアコーディネーター |

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

第3 海外からの支援の受入れ

県及び関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れるものとする。

第4 NPO・NGO・ボランティア団体等との協議

町は、県、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮に努める。

第6章 通信及び情報収集伝達計画

第1節 通信施設利用計画

項 目	担 当
第1 防災行政無線の利用	災害対策本部（総務班）
第2 非常無線通信の利用	災害対策本部（総務班）
第3 通信途絶時における措置及び応急対策	災害対策本部（総務班）

各通信施設の利用は、通信施設の被害状況等により異なるが、概ね次の方法の中から実情に即した方法によりその利用を図るものとする。なお、特に孤立する可能性のある地域における通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

第1 防災行政無線の利用

住民等への情報伝達手段として防災行政無線を活用する。なお、放送内容のメール配信についても、平素から住民等に周知し、受信設定を促すものとする。

■防災行政無線（同報系）

親局	再送信子局	簡易中継局	同報子局	拡声子局	車載	携帯
1	1	2	23	37	25	20

第2 非常無線通信の利用

無線局※は平常免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されないが、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の援助、交通通信の確保又は秩序の維持のためにする通信は行うことができる（電波法第52条）ことから、非常無線通信を利用する場合は、次により無線局に依頼するものとする。

■通信依頼にあたって明記する事項

- 受取人の宛名、電話番号
- 本文（分かりやすく片仮名で記載。1通の電文は概ね200字以内。
ただし、必要により何通でも発信することができる）
- 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く）
- 非常の表示（「非常」と漢字で書く）
- 発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く）

※無線局：アマチュア無線の無線局（アマチュア局）で、総務省への申請・届出により免許を得たもの。無線局の所在地や識別信号等の詳細については、電波利用ホームページ（総務省）で検索ができる。

第3 通信途絶時における措置及び応急対策

災害発生時の停電、通信の途絶えに備え、平素から町役場（災害対策本部）には、予備電源、携帯用テレビ・ラジオのほか、衛星通信、災害時優先携帯電話等通信装備を常備するよう努める。

また、一般家庭に対しても、携帯用テレビ・ラジオ等の備付を奨励し、放送や携帯電話（メール、ウェブを含む）等を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第2節 気象情報等の伝達計画

項 目	担 当
第1 気象情報等の種類	—
第2 気象情報等の受領、伝達	災害対策本部（総務班）
第3 異常現象の通報情報の受領	災害対策本部（総務班）

第1 気象情報等の種類

1 警報・注意報等

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

本町においては、次の基準に該当する場合に、長崎地方気象台より発表される。

■本町の警報・注意報の発表基準

波佐見町	府県予報区		長崎県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		佐世保・東彼地区	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	207
	洪水	流域雨量指数基準	川棚川流域=15	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
			山地	12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	－	
高潮	潮位	－		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	川棚川流域=12	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3 cm
			山地	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	－	
	高潮	潮位	－	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
	乾燥	①最小湿度 45%で、実効湿度 65% ②実効湿度 60%		
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上		
低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が- 3℃以下			
霜	11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が- 2℃～ 2℃ 湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm	

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- ①警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- ②大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ③表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ④表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- ⑤大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ⑥大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に、市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ⑦大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、本表には波佐見町の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料を参照のこと。
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)
- ⑧洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- ⑨洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料を参照のこと。
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)
- ⑩洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料を参照のこと。
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)
- ⑪洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ⑫高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。
- ⑬地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

⇒資料編 15. 警報・注意報等の種類

2 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

■キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等の避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。

3 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県北部など）で、2日先

から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。」

「大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として同時に発表される。」

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの長崎県気象情報が発表される場合がある。

5 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかけられる情報で、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対

象地域と同じ発表単位（長崎南部など）で気象庁から発表される。
この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

8 火災気象通報

長崎地方気象台が、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて市町や消防本部に伝達される。

■火災気象通報の基準

（通報基準）

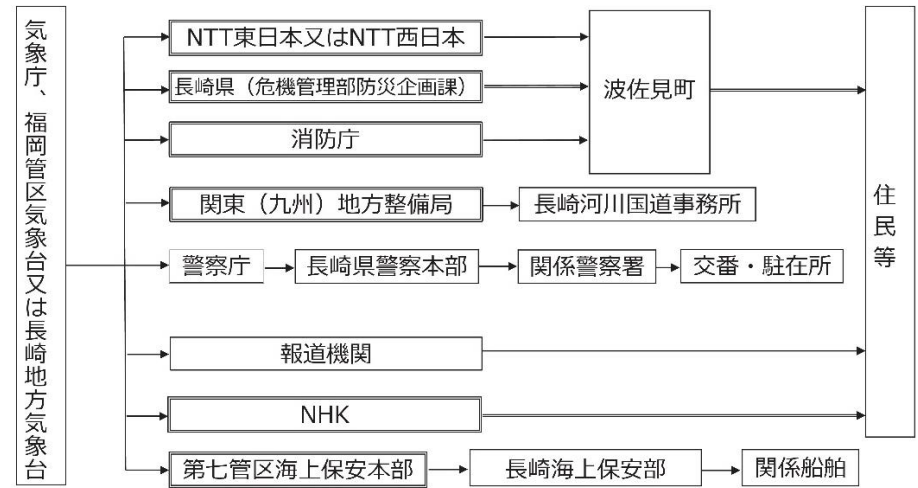
長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

（通報内容及び時刻）

毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表を以て火災気象通報に代えることとする。

■気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達系統図



注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。
注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか、気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

- ⇒資料編 16. 雨や風の強さと被害等との関係
⇒資料編 17. 台風の規模
⇒資料編 18. 天気予報に用いる時刻に関する用語

第2 気象情報等の受領、伝達

1 気象情報等の受領

関係者から通報される警報等は総務課（生活安全班）が、勤務時間外は宿日直者が受領する。

※受領責任者：（正）総務課長 （副）生活安全班主査

宿日直者が警報等を受領した場合は、直ちに総務課長に伝達するものとする。

警報等を受領した総務課長は、総務課員に指示を与え伝達させるとともに、町長及び副町長に報告するものとする。

2 気象情報等の伝達

総務課員は、各課を通じ関係機関、住民等に対し次により伝達周知するものとする。

■伝達先、伝達方法

伝達先	伝達・周知方法
関係機関	・ 電話
住民等	・ 防災行政無線放送、広報車、サイレン、拡声器等 ・ 町ホームページ、緊急速報メール

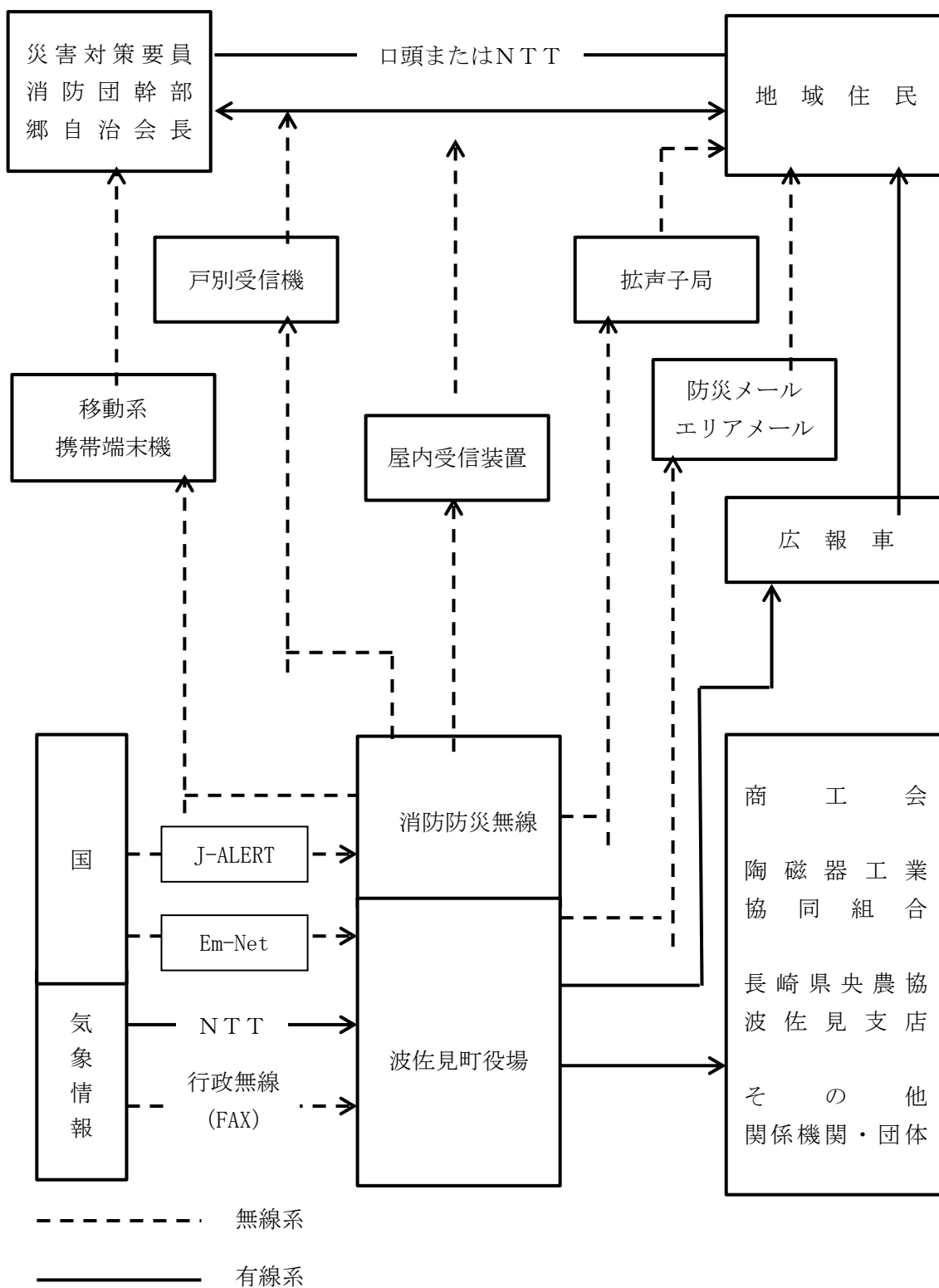
■庁内の伝達系統図

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編



■関係機関への連絡先

機関名	連絡先		備考
東消防署 波佐見出張所	0956-26-7119	出張所長	
川棚警察署	0956-82-3110	署長	波佐見交番 85-2110
九州電力送配電(株) 大村配電事業所	0120-986-941	所長	
(株)NTTフィールドテクノ 九州支店 長崎営業所	095-816-3010	災害対策室担当部長	
波佐見郵便局	0956-85-2400	局長	
東彼商工会	0956-85-2069		
波佐見陶磁器工業協同組合	0956-85-3003		
長崎県央農協 波佐見支店	0956-85-2012		
西日本高速道路(株)九州支社 佐賀高速道路事務所	0952-62-0075		
波佐見町社会福祉協議会	0956-85-2240	事務局長	
波佐見高等学校	0956-85-3440	校長（職員室）	
波佐見中学校	0956-85-2289	校長室	
波佐見中央小学校	0956-85-2286	校長室	
波佐見東小学校	0956-85-2288	校長室	
波佐見南小学校	0956-85-2287	校長室	

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

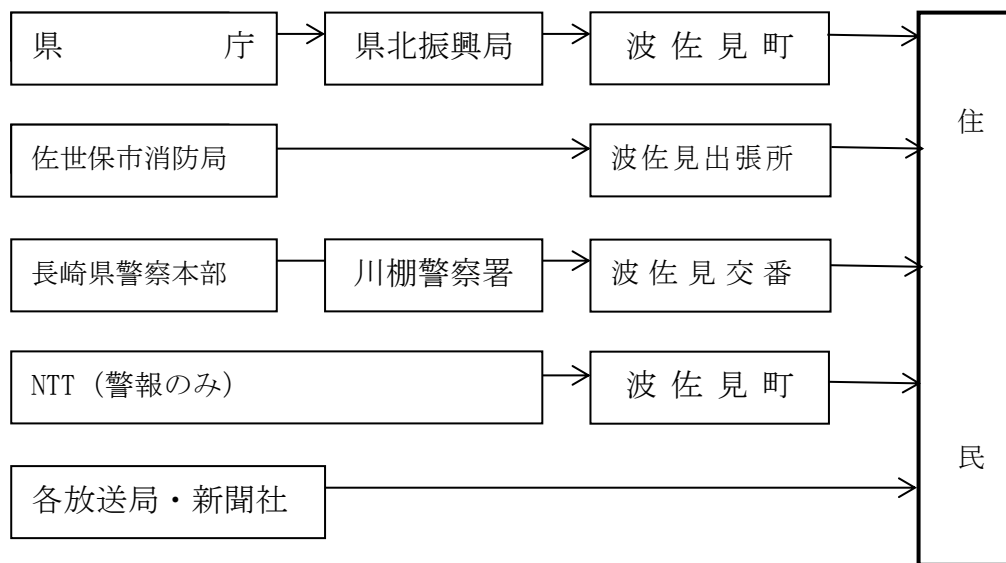
第3 異常現象の通報情報の受領

次の異常現象を発見した者からの通報情報を受領するとともに、必要に応じて庁内の関係各課、防災関係機関と情報共有するものとする。

■異常現象の通報情報

- 河川・溜池の漏水等、水防に関するもの
- 火災発生に関するもの
- 地すべり、山くずれ、津波、塩害に関するもの
- 耕地、農作物に関するもの

■情報連絡系統図



第3節 災害情報収集及び被害報告取扱い計画

項 目	担 当
第1 災害情報の収集・通報	災害対策本部（総務班）
第2 被害等の調査	災害対策本部（総務班）
第3 被害報告	災害対策本部（総務班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 災害情報の収集・通報

町長は、町内の災害情報及び所管にかかる被害状況を、住民の協力及び町職員により迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係団体に通報、報告するものとする。

1 自治会長の災害情報の収集・通報

自治会長は、自治会における次の情報を収集し、総務班に通報するものとする。

- 自治会の被害状況
- 自治会住民の避難状況
- その他の災害情報

2 役場庁内における災害情報の収集・通報

自治会長及び住民から災害情報の通報を受けた総務班は、直ちに関係班に通報するものとする。
総務班長は、自治会長からの災害情報と、町自体で把握しうる災害対策の実施状況等の災害情報を併せ、関係各機関に通報するものとする。

なお、被災状況等を撮影した写真、動画等の電子データについては、その後の記録に必要となるため、撮影者・撮影日時・撮影場所等の最低限の情報を添えて管理するものとする。

第2 被害認定調査

1 調査の基本方針

町における被害認定調査は、総務班が、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、平成30年3月）に基づき実施する。被害認定調査にあたっては、調査脱漏、重複等のないように留意するものとする。また、罹災世帯、人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

なお、被害の規模が大きく、被害認定調査の要員が十分に確保できない場合は、県等に対して職員派遣要請を行う。

また、この被害認定調査と、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査など、住宅に関する各種調査の目的等の違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

■被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害		「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする(ただし、上記の大規模半壊、中規模半壊を除く)。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。
	準半壊に至らない(一部損壊)	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

その他の	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	が け く ず れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害をおよぼし、又は道路、交通等に支障をおよぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50 m ² を超えらると思われるものは報告するものとする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船 舶 被 害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、下水道及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

	そ の 他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。
--	-------	-------------------------

- 注) 「死者」の扱いについて
- 以下の(ア)及び(イ)に該当するものを死者として計上し、(イ)に該当するものを災害関連死者として計上する。
- (ア) 遺体を確認したもの(身元不明のものを含む)
- (イ) 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)(以下「弔慰金法」という。)に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く)

2 被害状況の集計及び報告

各担当課は、被害状況の調査結果を総務班長に報告するものとする。また、総務班長及び担当課は、調査結果が判明次第、定められた様式により県、県北地方本部その他の関係機関に報告するものとする。

第3 被害報告

1 被害報告等の基準

町が必要に応じ被害状況等を報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

■報告すべき災害

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 県又は町が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が2県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、上記の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- その他災害の状況、及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

■被害報告等の種類

種 別	様 式	摘 要
災害概況即報	別紙様式 1	災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	別紙様式 2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	各事業別に定められている様式	他の法令、通達等に基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

⇒資料編 22. 被害報告様式

2 被害報告の要領

被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。

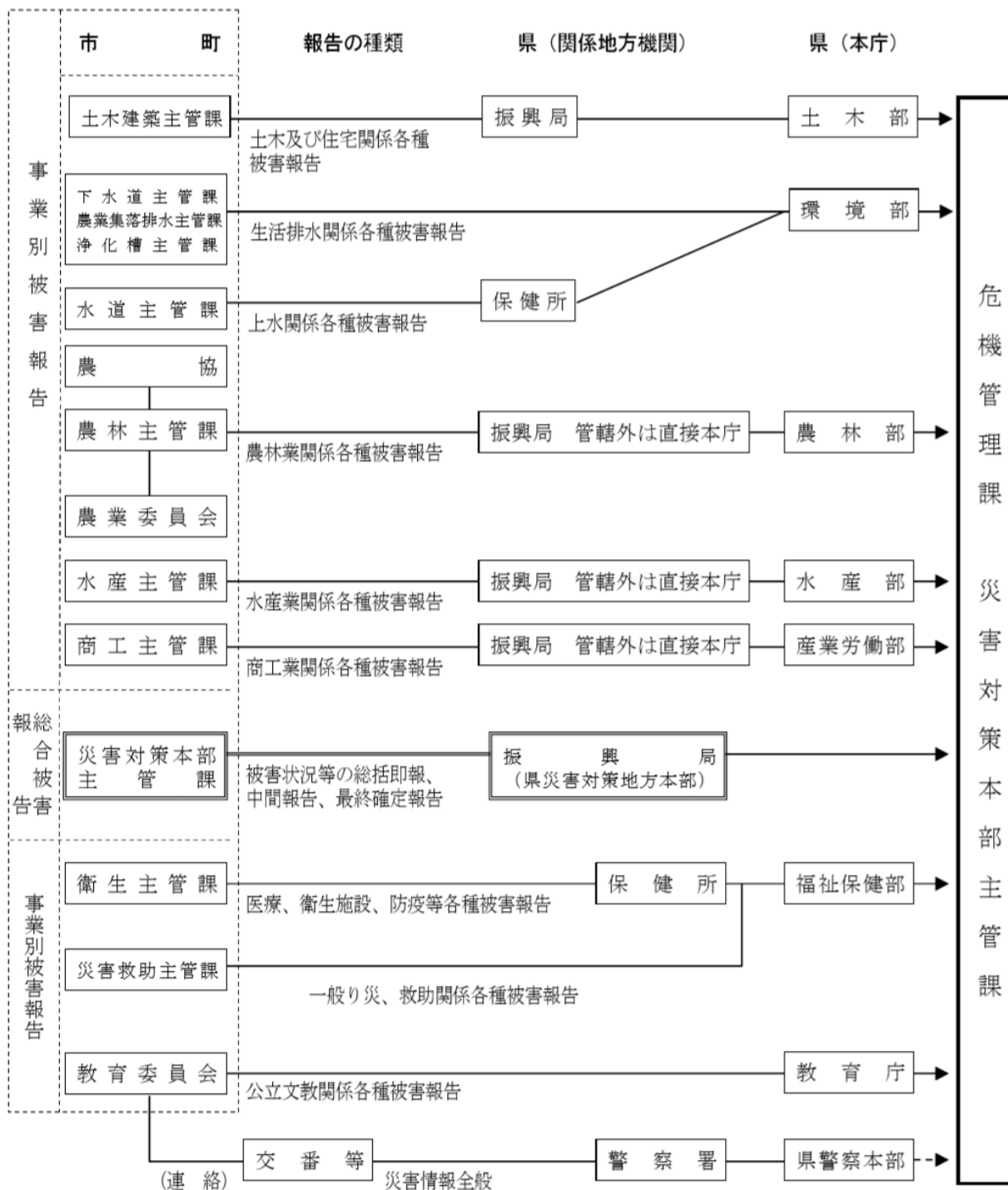
被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

なお、人的被害のうち行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

■長崎県危機管理課連絡先

	電 話		FAX	
本 課	095-824-3597	（無線） 1118-2143	095-821-9202	（無線） 111-7228
防災対策室	095-825-7855	（無線） 1118-3731	095-823-1629	（無線） 111-7339

■被害報告処理系統図（市町→県）



共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

第7章 災害広報計画

項 目	担 当
第1 情報・広報事項等の収集	災害対策本部（総務班）
第2 住民に対する広報	災害対策本部（総務班）
第3 住民からの問い合わせに対する対応	災害対策本部（総務班）

共
通
編

風
水
害
等
災
害
応
急
対
策
編

地
震
・
原
子
力
災
害
応
急
対
策
編

資
料
編

第1 情報・広報事項等の収集

各課は、災害情報、被害状況、その他広報資料を収集したときは、直ちに総務班に報告するものとする。また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他取材活動を実施するものとする。

総務班は、各課から提供された広報資料を収集・整理したうえで、住民に対する広報（報道機関に対する情報発表を含む）を行う。

第2 住民に対する広報

広報の内容は概ね次のとおりとし、要配慮者に配慮した伝達方法も取り入れつつ、確実な情報提供・周知を行う。

■主な広報の内容

○気象情報	○電気、ガス、水道等供給の状況
○災害対策本部の設置又は解除	○防疫に関する事項
○被害の状況	○医療、給水実施状況
○安否に関する情報	○道路、河川等の公共施設被害
○町民に対する協力要請及び注意事項	○道路、交通等に関する事項
○災害応急対策、救護活動の実施状況	○一般的な住民生活に関する情報
○避難指示、指定避難所等の指示	○それぞれの機関が講じている施策に関する情報
○被災地区の住民のとりべき措置	○町民の心の安定及び社会秩序維持のため必要な事項

■広報の方法

○防災（広報）無線による広報	○町内回覧等の作成、配布、掲示
○広報車による広報	○指定避難所への総務班の派遣
○放送、報道機関を通じての広報	○自主防災組織、自治会を通じての連絡
○町ホームページ、メール一斉配信システム	
○Lアラート（災害情報共有システム）の活用	

なお、報道機関を通じた広報については、総務班が定期的に記者発表や合同記者会見を行い、災害対策本部でとりまとめた災害情報や応急対策状況等の情報を報道機関に提供する。また、報道機関からの災害報道のための取材活動に協力するものとするが、必要に応じて、指定避難所の被災者等への直接的な取材等を控えるよう、各報道機関に要請する。

第3 住民からの問い合わせ（安否確認等）に対する対応

総務班は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう、専用電話を備えた相談窓口を設置するとともに、人員配置等の体制を整備する。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める（町内の指定避難所等に避難している住民はもとより、町外へ避難した住民についても、安否を迅速に確認し、避難先の自治体と情報交換・共有化を図る）。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第8章 公安警備計画

項 目	担 当
公安警備計画	災害対策本部（総務班）、（長崎県警察）

長崎県警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努める。

公安警備計画の詳細については、県防災計画によるものとし、県警察が行う次の諸活動について、町は適宜協力するものとする。

■災害に備えての措置

1 警備体制の整備	(1) 職員の招集・参集体制の整備 (2) 警察災害派遣隊の整備 (3) 災害警備用装備資機材の整備充実 (4) 警察施設等の災害対策 (5) 警察職員に対する教養訓練の実施 (6) 災害警備用物資の備蓄等 (7) 被留置者への対応
2 情報収集・連絡体制の整備	(1) 情報収集 (2) 被災状況の把握及び評価
3 情報通信の確保	(1) 通信の確保 (2) 情報管理機能の確保
4 交通の確保に関する体制及び施設の整備	(1) 具体的被害想定に基づく交通規制の見直し (2) 交通規制計画の広報 (3) 緊急通行車両の事前届出制度の周知 (4) 信号機電源付加装置の整備促進 (5) 津波等にも耐えうる信号機の整備促進 (6) 交通情報把握のための施設整備促進 (7) 運転者のとるべき措置の周知徹底
5 避難誘導の措置	
6 住民等の防災活動の推進	(1) 防災訓練の実施 (2) 各種講習会等を通じた防災知識の普及 (3) 要配慮者に対する配慮
7 関係機関との相互連携	
8 災害危険箇所等の調査	
9 危険箇所・区域に対する措置	

■災害発生時における措置

1 警備体制の整備	(1) 職員の招集・参集 (2) 広域的な応援体制の構築 (3) 災害警備本部等の設置
2 情報収集・連絡体制の整備	(1) 被害状況の把握及び連絡 (2) 多様な手段による情報収集等
3 救出救助活動等	(1) 機動隊等の出動 (2) 警察署における救出救助活動
4 避難誘導等	(1) 安全な避難経路の選定 (2) 避難誘導の実施(特に要配慮者への配慮)
5 遺体の死因又は身元の調査	
6 二次災害の防止	
7 社会秩序の維持	(1) 被災地等におけるパトロール活動 (2) 重点を指向した各種犯罪の取締り (3) 地域住民と連携した防犯活動
8 緊急交通路の確保	(1) 交通状況の把握 (2) 交通規制の実施 (3) 輸送対象の想定 (4) 交通規制の周知徹底 (5) その他緊急交通路確保のための措置 (6) 関係機関等との連携
9 被災者等への情報伝達活動	(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施 (2) 相談活動の実施 (3) 多様な手段による情報伝達
10 関係機関と相互連携	
11 情報システムに関する措置	(1) 電子計算組織の機能回復 (2) 災害警備活動に必要な情報の共有
12 自発的支援の受入れ	(1) ボランティアとの連携 (2) 海外からの支援の受入れ
13 災害復旧・復興に向けた措置	(1) 警察施設の復旧 (2) 交通規制の実施

第9章 水防計画

項 目	担 当
第1 水防活動の基本的考え方	—
第2 水防活動の実施	災害対策本部（総務班、土木班）、消防団
第3 水防管理団体の水防体制	災害対策本部（総務班、土木班）、消防団
第4 避難のための立ち退き指示	災害対策本部（総務班、土木班）
第5 自衛隊の派遣要請	災害対策本部（総務班、土木班）
第6 水防顛末報告	災害対策本部（総務班、土木班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 水防活動の基本的考え方

1 水防の責任並びに居住者等の義務

県は、県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する（水防法第3条の6）。

水防管理団体たる町は、水防計画に基づき、町の管轄区域内の水防を十分に果たさなければならない（水防法第3条）。

また、居住者等は、水害が予想される場合、進んで水防に協力するとともに、町長又は消防団長から出動の要請があった場合は、水防に従事しなければならない（水防法第24条）。

2 水防組織

町は、長崎地方気象台から次の警報が発せられるなど、重大な災害の発生が予測されるときは、「第2部災害対策編 第2章第1節組織動員計画」に基づき、波佐見町災害警戒本部、災害対策本部を設置し、水防配備体制を整えるものとする。

○大雨特別警報	○大雨警報	○津波注意報
○高潮特別警報	○洪水警報	○津波警報（気象庁本庁）
	○高潮警報	○津波特別警報（大津波警報）

3 重要水防区域

本町の重要水防区域と重要水防箇所は、「第2部災害対策編 第1章第1節 2. 災害危険区域の設定」で掲げているとおりである。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2 水防活動の実施

1 河川等の巡視

水防管理者は随時区域内の河川等を巡回し、洪水のおそれがある箇所については、直ちに県河川担当課等の河川等の管理者に必要な措置を求める。

2 水防警報に係る出動等

下記地点の水位が下表のはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、土木班は出動、又は出動の準備をする。なお、川棚川については、知事が水位情報を通知・周知する水情報周知河川に指定されている（水防法第13条）。

■各水位観測所の指定水位

河川	観測所	水位（m）			管理者
		水防団待機水位 （通報水位）	はん濫注意水位 （警戒水位）	氾濫危険水位 （危険水位）	
川棚川	波佐見町役場	4.20	4.60	5.40	県北振興局長

資料：令和5年度長崎県水防計画

3 警戒出動等

前項2によるほか、雨量等により水防上必要が認められるときは、必要に応じ出動又は出動の準備をする。

4 応援要請

町長は、水防上、緊急の必要があるときは、水防法第23条に基づき他の水防管理者、消防団長に対して応援を求める。

応援のため派遣させられる者は、所用の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄下に行動する。

第3 水防管理団体の水防体制

1 水防管理団体の水防配備体制

町は、「第2部災害対策編 第2章第1節 組織動員計画」に基づき、動員配備の伝達を行う。なお、水防活動の段階は、概ね次のとおりとする。

- 町は、県本部からの水災に関する警報を県防災行政無線、NTT電話その他の手段により受ける。
- 町は、通報を受けた場合又は洪水等危険を察知した場合は、第1配備として、計画した人員を総務課長が招集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。
- 通報水位に達したとき又はその他必要と認めるときは、第2配備として、計画した人員を配置につけるとともに、機具、資材を整備し、出動準備を整える。
- 町は、次の場合第3配備として、計画した人員を出動させ、警備配置につかせる。

- ・河川の水位が警戒水位に達したとき
- ・台風が長崎県内を通過するとき

○警報が解除になり、かつ警戒水位を下まわり、再度水位上昇のおそれなくなったときは、水防体制を解除し、県地方本部を通じ水防地方本部長に報告する。

2 決壊等の通報並びに決壊後の措置

水防法第25条及び第26条に基づき、堤防その他が決壊したときは、町長は、直ちに、消防署、警察署、住民、県地方本部等に通報し、できる限り、氾濫による被害が拡大しないように努める。

第4 避難のための立ち退き指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条に基づき、避難、立退きを指示する。なお、水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第5 自衛隊の派遣要請

水防上、自衛隊の派遣を必要と認めたときは、「第2部風水害応急対策編 第3章第2節 自衛隊派遣要請計画」に基づき、知事（河川課）に対して派遣要請を行う。

第6 水防顛末報告

水防活動が終結したときは、町長は、県地方本部長に遅滞なく報告するものとする。

第10章 土砂災害防止計画

共通編

項 目	担 当
第1 災害警戒本部等の設置	災害対策本部（総務班）
第2 土砂災害警戒区域等	—
第3 土砂災害における警戒避難体制	災害対策本部（総務班、土木班）
第4 情報の収集・伝達	災害対策本部（総務班、土木班）

風水害等災害応急対策編

第1 災害警戒本部等の設置

町は、長崎地方気象台から、災害発生のおそれのある気象情報の発表、長雨等における大雨警報の発表、県と長崎地方気象台が共同で作成、発表する土砂災害警戒情報の発表等、各種災害の発生が予想されるときは「第2部風水害等応急対策編 第1章第1節 組織動員計画」に基づき、波佐見町災害警戒本部、災害対策本部を設置し、土砂災害に対する配備体制を整えるものとする。

第2 土砂災害警戒区域等

本町の土砂災害危険箇所の状況については、「第2部災害予防計画 第1章第3節 第1 災害危険区域の設定」で掲げているとおりである。

第3 土砂災害における警戒避難体制

1 警戒又は避難を行うべき基準

警戒避難基準は、原則として土砂災害警戒区域、地すべり危険区域等ごとに設定する。

警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとし、設定にあたっては、「長崎県河川砂防情報システムナックス（NAKSS）」（<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/nagasaki/main/index.php>）、土砂災害警戒情報も活用する。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない時でも、他の危険な兆候が認められた場合には、住民の自主的な判断によって避難するように関係住民を指導することが大切である。

2 適切な避難方法の周知

日常から次の事項につき関係住民に対し、周知徹底を図り、大雨時等に混乱なく迅速に避難できるよう指導する。避難のために必要な事項については、次に示すとおりである。

①避難の準備

町長より避難の指示が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

- 火気、危険物等の始末を完全に行う。
- 最小限の着替え、ラジオ、照明具、食料、水等を携行する。
- 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品及び避難後調達できるものの携行は控える。

②避難者の誘導

地震・原子力災害応急対策編

資料編

避難誘導にあたる者（以下「誘導員」）は、土木班の指示のもと、次の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

- 避難経路途中で危険な箇所があるときは明確な表示を行い、避難に際し、あらかじめ関係住民に伝達する。
- 特に危険な箇所や避難路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- 誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- 指定緊急避難場所又は指定避難所が遠い場合等には、適宜車両により避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については十分に配慮する。
- 避難行動要支援者等の安全には特に配慮する。
- 住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

③避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

- 周辺より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。
- 他の危険区域への避難は避ける。（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
- 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
- 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

④その他の留意事項

- 避難は、明るいうちに行う。
- 避難は、降雨量や地区の状況を判断し、なるべく早く行う。
- 安全な指定避難所等へ避難して、誘導員の指示に従う。
- 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

⑤避難後の措置

- 誘導員は、町長より避難指示の解除が発令されるまで避難者を指定避難所等に留めるよう努める。
- 町長は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立ち入りを防ぐなど、必要な措置を講じる。
- 指定避難所に避難した要配慮者を速やかに把握し、必要に応じ福祉避難所に移送するものとする。

なお、土砂災害における避難は立ち退き避難を基本とするが、土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物で土砂が到達するおそれがない上階の場合には、屋内安全確保も考えられることから、状況に応じた適切な避難行動をとるよう、住民等を指導する。

■土砂災害時における居住する建物別の避難行動

	土砂災害警戒区域内	土砂災害特別警戒区域内
木造家屋に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物(崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも下階)に居住する住民	立ち退き避難	立ち退き避難
土砂災害に対して十分な耐力を有する鉄筋コンクリート造等の建物(崩壊土砂の衝撃を受ける高さよりも上階)に居住する住民	立ち退き避難 又は 屋内安全確保	立ち退き避難 又は 屋内安全確保

3 自主判断による避難

町は、停電、機器の故障のため、関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、次のような状況、あるいは兆候が認められたときには、住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、住民を指導する。

- 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- 溪流の流水が急に濁りだした場合や、流木等が混ざり始めた場合
- 降雨が続いているにも係らず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- 溪流の水位が降雨量の減少にも係らず低下しない場合
- 溪流の附近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

第4 情報の収集・伝達

1 情報の収集

町は、日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば崩壊及び土石流の発生の可能性のあるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、県・町の雨量観測値、関係機関からの災害情報ならびに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

情報収集方法としては、長崎県河川砂防情報システム（NAKSS）等を利用して、また災害に関する情報は、自治会長への連絡、防災無線等を活用する。

2 情報の伝達

町は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を関係住民等に円滑に伝達できるよう、その施設の整備を図るとともに、特に土砂災害警戒区域等における雨量計等の観測者による情報、防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。

また、収集した情報を伝達するため、放送、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行う。ただし、町の所有、管理する伝達機器並びにその稼動に必要な動力源が浸水等に被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意する。

第11章 消防活動計画

項 目	担 当
第 1 消防機関の編成と出動区分	—
第 2 応援要請	災害対策本部（総務班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

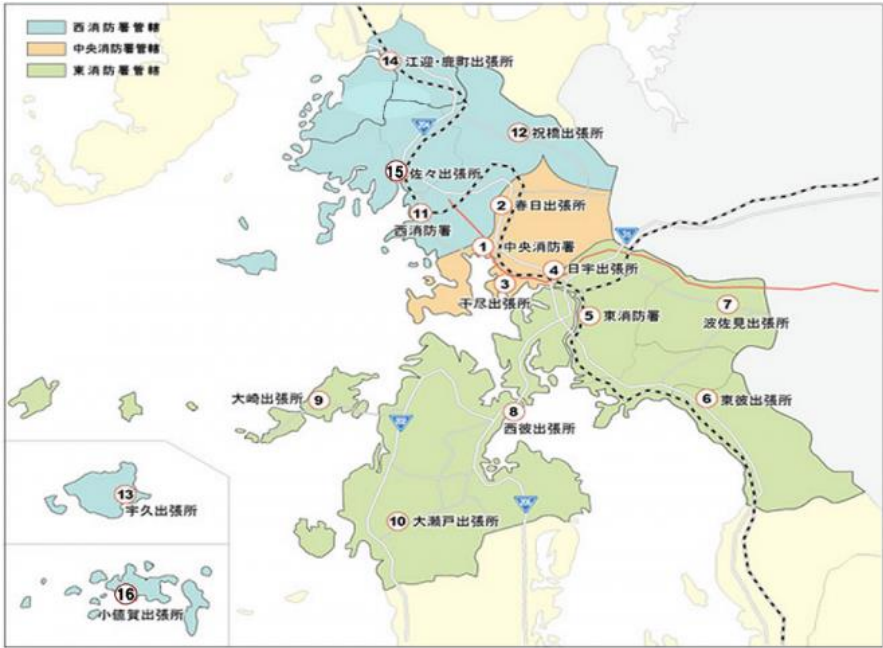
資
料
編

第 1 消防機関の編成と出動区分

1 消防機関の編成

(1) 佐世保市消防局管轄区域

■位置図



(2) 波佐見町消防団の組織編成

■波佐見町消防団 消防隊編成図

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

分 団	団 員 数		管 轄 区 域
		(内補助 団員数)	
本部分団	2 0		全域
第 1 分団	3 6	4	金屋・宿・田ノ頭
第 2 分団	2 8	4	井石・折敷瀬
第 3 分団	3 4	3	小樽・野々川・湯無田
第 4 分団	3 3	4	川内・甲長野・乙長野・協和
第 5 分団	2 7	5	中尾・鬼木・井石の一部
第 6 分団	2 8	5	三股・永尾
第 7 分団	2 8	4	村木・皿山・稗木場
第 8 分団	2 9	5	岳辺田・志折・平野
合 計	2 6 3	3 4	

2 出動区分

(1) 消防機関の出動区分

出動は次表の区分により行うものとする。

■消防機関の出動区分

区 分	内 容	摘 要
第1次出動	①火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 ②火災が発生した市町との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第2次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ①受援市町からの要請 ②支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第3次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ①受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

(2) 波佐見町消防団の現場活動

火災時、風水害時における消防団の活動内容は、次のとおりとする。

■消防団の活動内容

災害の種類	活動内容
火災時	○家屋火災及び林野火災については、第1出動分団が防災行政無線によるサイレン・放送と同時に出動する。
風水害時	○台風時は、団長の命令により、必要に応じて詰所待機等を行う。 ○水害時は、団長の命令により、必要に応じて詰所待機等を行い、災害発生時には各分団が災害現場の復旧作業、管轄区域内の巡回を行う。

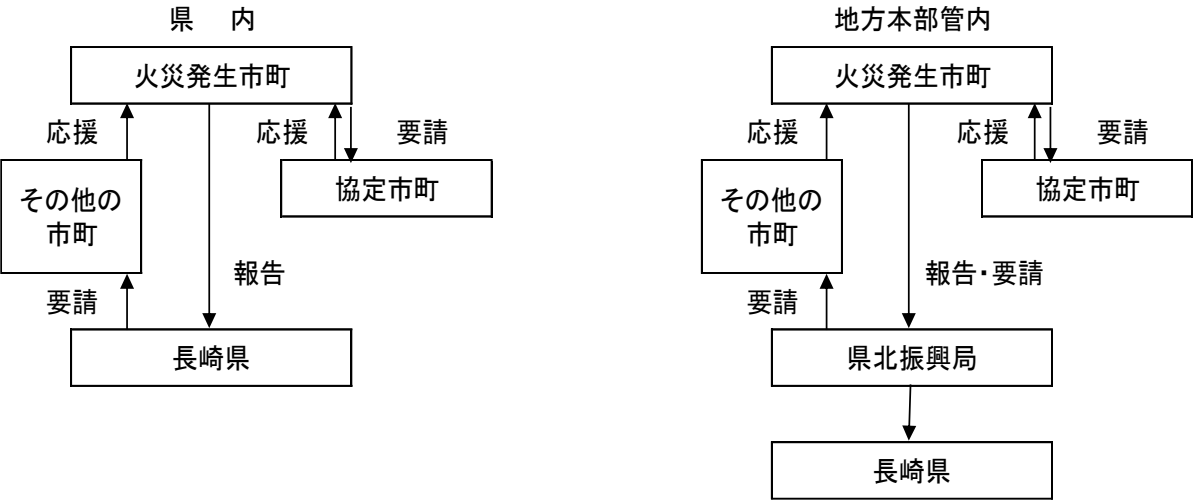
第2 応援要請

町は、災害応急対策を実施するに際し、必要があると認めるときは、被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請するものとする。

1 応援要請の手順

応援要請の手順は次の系統図により行う。

■ 応援要請の手順系統図



2 県への応援要請の要領

他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に報告し、応援を要請するものとする。なお、報告要領については電話やFAX等適宜なもので実施する。

■ 応援要請時の報告事項

- 火災の種類（建物火災、林野火災等）
- 火災の状況
- 気象関係
- 今後の判断
- 応援消防力及び必要機材
- その他応援に関し必要な事項

3 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、町現有消防力の概ね3分の1以内とする。

4 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着報告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

5 緊急消防援助隊の応援要請

自らの消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第44条に基づき、知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

第12章 災害救助法の適用に関する計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

項 目	担 当
第1 救助の本質	—
第2 実務機関	—
第3 救助の種類	災害対策本部（関係各班）
第4 災害救助法の適用基準	—
第5 災害救助法適用の手続き	災害対策本部（総務班）

第1 救助の本質

災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と、全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む、罹災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである（災害救助法第1条）。

第2 実務機関

災害救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている（災害救助法第2条、第17条）。

さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任できる（災害救助法第13条第1項及び災害救助法施行令第17条）。

第3 救助の種類

町は災害救助法により、県から委任を受ける下記の救助活動を行うものとする。

■救助活動の種類と担当部署

救助の種類	担当班
指定避難所の設置	災害対策本部（総務班）
応急仮設住宅の供与	災害対策本部（土木班）
炊き出しその他による食品の給与	災害対策本部（厚生班）
飲料水の供給	災害対策本部（上下水道班）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害対策本部（厚生班）
医療及び助産	災害対策本部（衛生班）
被災者の救出	災害対策本部（総務班）、消防団
災害にかかった住宅の応急修理	災害対策本部（土木班）
学用品の給与	災害対策本部（文教班）
埋葬	災害対策本部（衛生班）
遺体の搜索及び処理	災害対策本部（衛生班）
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	災害対策本部（土木班）

第4 災害救助法の適用基準

災害救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市町村の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

■災害救助法の適用基準

基準の区分	基準内容
適用基準Ⅰ	本町区域において40世帯以上の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅱ	被害世帯がⅠの基準に達しないが、長崎県下の被害世帯数が1,500世帯以上であって、本町区域において20世帯以上の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅲ	被害世帯がⅠ又はⅡの基準に達しないが、県下の被害世帯数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、当該市町村の区域内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅳ	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
適用基準Ⅴ	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、次の基準に該当する場合。 ・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号） ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

第5 災害救助法適用の手続き

町長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき、又は達する見込みがある場合は、被害状況を速やかに知事に報告するものとする。

知事は、町長の報告により、法を適用する必要があると認めるときは、法の適用を決定のうえ、県公報により救助を実施する区域を公告し、町に対し、法適用期間、救助の種類等を通知する。

第13章 避難計画

第1節 避難情報等の発令・伝達

項 目	担 当
第1 避難情報等の発令の基本方針	—
第2 避難情報等の発令判断	災害対策本部（総務班）
第3 避難情報等の伝達・周知	災害対策本部（総務班）

第1 避難情報等の発令の基本方針

住民への避難の指示は、次のとおり行うものとする。

■避難情報等の発令の考え方

状 況	指示者	対象者	措 置
生命、身体、財産を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合 (災害対策基本法60条、61条)	○町長(知事に報告) ○警察官、海上保安官 (町長に通知)	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	○立ち退きの指示
洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第22条)	○知事 ○知事の命を受けた県職員 ○水防管理者(町長) (管轄警察署長に通知)	必要と認められる地域の居住者	○立ち退きの指示
地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法25条)	○知事(管轄警察署長に通知) ○知事の命を受けた吏員 (管轄警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	○立ち退きの指示
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法4条) (自衛隊法94条)	○警察官 (公安委員会に報告) ○警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(長官の指定する者に報告)	○その場に居合わせた者 ○その事物の管理者 ○その他関係者	○必要な警告を発する者 ○特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる

第2 避難情報等の発令判断

1 避難情報等の実施要領

町長の避難の指示は、原則として「高齢者等避難」、「避難指示」の2段階に分けて実施するものとするが、状況により、段階を経ず直ちに避難指示を行うものとする。

高齢者等避難及び避難指示は、やむを得ない場合のほかはできるだけ夜間を避けるようにし、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。

また、災害が実際に発生していることを把握した場合、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、命を守る行動を促すものとする。

なお、上記の避難指示等の発令にあたっては、住民等が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを併せて発令するものとする。

町長は、避難指示を行ったとき、又は、他の避難命令権者から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、知事及び県北地方本部長に報告するものとし、災害対策本部編成による分担に基づき避難警護を行うものとする。

■避難指示等（警戒レベル）により住民等がとるべき行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を促す避難情報等	
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保※ ※災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	町が発令
警戒レベル4	災害のおそれ高い・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難	
警戒レベル2	気象状況悪化自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	洪水注意報・大雨注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)	

※避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等

避難の発令に努める。

2 避難指示等の発令基準

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、発令判断にあたっては、必要に応じ、県、長崎地方気象台等に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言を求める。

なお、避難指示等の発令基準は、別途定める「避難情報マニュアル」によるものとする。

3 避難警報の発令

■避難警報の発令

種 別	警報発令者	発令方法
事前避難警報	町長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対し、県その他関係機関の意見を聞いて発令する。
緊急避難警報	町長	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対し発令する。町長ができない場合は、あらかじめ別の者が行えるよう事前に決めておくこと、この場合、発令直後直ちに町長に報告する。

4 屋内での待避等の安全確保措置

町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

5 避難指示等の解除

町長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第3 洪水予報、避難指示等の伝達・周知

水防法第15条第1項第1に基づき伝達する住民に対する避難指示、避難警報等については、次の伝達事項、伝達手段により周知徹底を図る。伝達にあたっては、事前に伝達文例を作成するなど、住民等にその意味や具体的な避難先がわかりやすく伝わるよう努める。なお、情報弱者である視覚障がい者・聴覚障がい者・知的障がい者等対策として、あらかじめ近隣の通報協力者を定めておく。

また、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

■避難指示等の発令時の伝達事項

- 避難指示の理由
- 避難指示の対象区域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

■避難指示等の伝達・周知の手段

- 防災行政無線
- 自主防災組織等による直接口頭又は拡声器
- サイレン、鐘
- 広報車
- 放送、電話、携帯電話の一斉通報メール

⇒資料編 21. 避難指示等の広報文例

■避難場所

名称	住所	電話番号	収容人数
勤労福祉会館	井石郷 2255-2	85-2214	170
折敷瀬集落センター	折敷瀬郷 1836-1	85-2292	90
波佐見町体育センター	折敷瀬郷 2078	85-5992	430
波佐見町総合文化会館	折敷瀬郷 2064	85-2034	270
稗木場郷公民館	稗木場郷 639-1		60
田ノ頭郷公民館	田ノ頭郷 358-4	85-3673	30
南小学校体育館	長野郷 228	85-2414	280
農村環境改善センター	長野郷 173-2	85-6428	190
協和郷公民館	長野郷 587	85-3799	50
平野郷公民館	中山郷 1971-1		20

第2節 避難誘導

項 目	担 当
第1 避難誘導	災害対策本部（厚生班）、消防団
第2 学校・社会福祉施設等における避難対策	災害対策本部（厚生班、衛生班、文教班）

第1 避難誘導

避難誘導の方法は、概ね次のとおり行うものとする

○各地区の避難誘導は、当該地区の消防団分団長又は自治会長（班長）が行う。

○各危険地域の避難経路は、災害時の状況に応じ、適宜定めるものとする。

○避難の誘導にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- ・指定避難所等が比較的遠距離の場合、避難のための集合場所を定めて、できるだけ集団で避難する。
- ・避難経路、危険箇所には標識、縄張りをし、誘導員を常置する。
- ・誘導員は、該当地区の消防団分団長又は自治会長（班長）が、消防団員又は班員の中から、その都度定める。
- ・携行品や幼児等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。
- ・避難行動要支援者については、あらかじめ作成された全体計画及び個別計画に基づき、避難支援等関係者が協力して避難を行う。

○避難の順位については、次の事項に留意して行うものとする。

- ・いかなる場合においても、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、婦女子等、災害時に援護を必要とする者を優先して行うものとする。
- ・地域的避難の順位は、先に災害が発生すると認められる地域の居住者の避難を優先するものとする。
- ・観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。

○避難誘導員は、避難者の避難立ち退きに当り、携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きを適宜指導するものとする。

○指定避難所の開設及び管理については、次の事項に留意して行うものとする。

- ・指定避難所を開設したときは、速やかに県に報告するとともに、町職員を駐在させて指定避難所の管理と入所者の保護に当たるものとする。なお、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ・指定避難所駐在員は、避難状況及び指定避難所内の状況を記録し、適宜班長に報告するものとする。
- ・災害救助法が適用された場合の指定避難所の開設、被災者受入れ等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

第2 学校・社会福祉施設等における避難対策

1 学校

教育委員会又は学校長は、避難命令権者の指示に基づき、児童生徒等の避難が速やかに実施できるように、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

■教育委員会等による事前決定事項

- 避難実施責任者
- 避難の順位（低学年を優先する）
- 避難先
- 事故発生の措置

引率者は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って児童生徒等を適切に避難先まで誘導する。

2 社会福祉施設等

社会福祉施設、児童福祉施設、医療施設等の管理者は、避難命令権者の指示に基づき、当該施設利用者の避難対策が速やかに実施できるよう、あらかじめ前項の「1 学校」に準じて定めておくものとする。

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区分し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重傷者、避難行動要支援者を優先し、要配慮者に配慮して誘導する。

また、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。なお、移送に要する担架、車両、手押車等を、あらかじめ確保し保管場所を定めておく。

施設職員のみでは移送の実施が困難な場合は、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導體制を整備しておく。

※なお、川棚川の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内における施設については、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設であるため（水防法第15条、土砂災害防止法第8条）、円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

⇒資料編 9. 要配慮者利用施設一覧

第3節 指定避難所の開設・運営

項 目	担 当
第1 指定避難所の開設	災害対策本部（総務班）
第2 指定避難所の運営管理等	災害対策本部（総務班、衛生班、文教班）
第3 災害救助法による指定避難所の設置	災害対策本部（総務班）

第1 指定避難所の開設

町長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。なお、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所等の開設状況等を適切に県に報告し、情報の共有に努める。

- 指定避難所は別表のとおりとし、必要な整備を行い使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。
- 必要があれば、あらかじめ指定した指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、施設管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館・ホテル等を福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、浸水・土砂災害等の被害が及ぶ可能性がある場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を慎重に検討するものとする。
- 災害の状況により、予定した指定避難所が使用できないとき、又は災害が激甚で町内に指定避難所を設置することが困難なときは、町長は、知事又は他市町長と協議し指定避難所の設定又は被害者の受入れについて所要の処置を講じる。

⇒資料編 6. 指定避難所等一覧

第2 指定避難所の運営管理等

1 指定避難所の運営管理体制等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食糧・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。なお、指定避難所に指定されている施設の管理者とは、事前に避難所運営に関する役割分担等を定めておく。

避難所運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。

2 被災者に関する情報管理

町は、それぞれの指定避難所に入所している避難者に係る情報及び車中泊避難者などの指定避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供し、情報共有するものとする。

3 指定避難所の生活環境の維持・向上

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難生活の長期化等に備え、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努めるとともに、避難所生活に必要な情報や生活再建に向けた情報の提供等、必要な措置を講じるよう努める。

犬・猫等の愛玩動物の飼い主は、避難の際にはできる限り同行避難することとし、県は、指定避難所を設置する町と協力して、指定避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、指定避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。

また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、必要に応じ、専門家等との定期的な情報交換を行う。

4 指定避難所における保健・衛生対策

特に避難所生活が長期化する場合は、県、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、管理栄養士等による巡回相談や栄養相談を実施する。また、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）やエコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

また、避難住民の協力のもとで仮設トイレ、ゴミの分別・保管等の衛生管理を徹底するとともに、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

指定避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行時における拡大を防ぐため、以下のような点に留意して感染症対策に努めるものとする。

- 発災した災害や被災者の状況等によっては、指定避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの指定避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。
- 避難者の健康状態の確認については、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討しておくとともに、指定避難所への到着時に実施する。
- 避難者や避難所運営スタッフは、こまめに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- 指定避難所の物品等の清掃については、定期的に家庭用洗剤を用いて行うなど、指定避難所の衛生環境をできる限り整える。
- 指定避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。
- 発熱、咳等の症状が出た者に対する専用のスペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

5 指定避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮

町は、車中泊やテント泊の避難者等、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 福祉避難所の指定等

町は、一般の指定避難所とは別に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行なう。福祉避難所の指定にあたっては、施設自体の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、要配慮者の避難スペースが確保されていることなどに留意する。

町は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。また、一般の指定避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、必要に応じて福祉避難所に移送する。

また、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。

福祉避難所や福祉避難スペースに関する情報を広く住民に周知する。

7 指定避難所の早期解消に向けた取組み

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

第3 災害救助法による指定避難所の設置

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。

また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

2 指定避難所の設置

学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。

3 指定避難所に受け入れるものの範囲

指定避難所に受け入れる住民等の範囲は、次のとおりとする。

- 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- 現に災害を受け速やかに避難しなければならない者
- 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

4 指定避難所設置のための費用

指定避難所設置のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○賃金職員等雇上費 ○消耗器材費 ○建物器具等使用謝金、借上費、購入費 ○光熱水費 ○仮設トイレ等の設置	指定避難所設置費 1人1日当り 340円以内

5 指定避難所開設期間

災害発生の日から7日以内とする。

第14章 救出計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

項 目	担 当
第 1 救出活動の基本方針	—
第 2 救出活動	災害対策本部（総務班）、（消防団）、（長崎県警察、佐世保市消防局）
第 3 災害救助法に基づく救出活動	災害対策本部（総務班）、（消防団）、（長崎県警察、佐世保市消防局）
第 4 救急活動	災害対策本部（衛生班）

第 1 救出活動の基本方針

1 救出活動の実施者

- 救出は原則として、町長、消防機関（常備消防及び消防団）、警察機関が実施する。
- 初期の活動として、住民及び消防団、自主防災組織は自発的に被災者の救出、救急活動を行う。

2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者とする。

■救出対象者

- 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合
 - ・火災の際に火中に取り残された場合
 - ・山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
 - ・水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合
 - ・山津波により生き埋めになったような場合
 - ・登山者が多数遭難したような場合
 - ・災害により海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- 災害のため生死不明の状態にある者で、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者

第 2 救出活動

1 町の救出活動

- 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出作業を実施する。
- 救出活動に必要な人員（協力者等）、車両船艇、特殊機械器具ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。
- 町による救出が困難なときは、速やかに警察、自衛隊等の応援を求める。
- その他必要に応じ、県警察等へ救出活動を依頼する。

■その他の関係機関による救出活動

県警察	○高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等が、救出救助にあたる。 ○ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して捜索、救出にあたる。 ○救出活動は関係機関と連携を密に協同して行う。
-----	--

2 自主防災組織等の救出活動

自主防災組織は、範囲内における被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努め、要救出者を発見した場合は、迅速に救出活動を行い、町役場、消防機関、警察等に連絡し、早期救出に努める。

第3 災害救助法に基づく救出活動

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、法第13条第1項の規定により、町長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

2 救出対象者

救出対象者は、次のとおりとする。

○災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者 ○災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者
--

3 救出活動のための費用

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○舟艇、機械器具等借上費又は購入費 ○修繕費 ○燃料費 ○その他	救出に要した経費の実費

4 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。

第4 救急活動

1 初期救急活動

被災地における住民や、自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当ての実施に努める。

2 町の救急活動

衛生班による救急活動及び医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、応援協定に基づき、県及び他市町に対し、応援出動を要請する。

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

第15章 遺体捜査及び収容埋葬計画

項 目	担 当
第1 遺体の捜索	災害対策本部（総務班、衛生班）、（長崎県警察、佐世保市消防局）
第2 遺体の処理	災害対策本部（衛生班）、（日本赤十字社長崎県支部）
第3 遺体の埋葬	災害対策本部（衛生班）
第4 県への応援要請	災害対策本部（総務班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 遺体の捜索

1 実施責任者

町長が消防団、自主防災組織、警察、消防等関係機関の協力を得て行う。
災害救助法が適用された場合、原則として知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、迅速に行うため必要と認めるときは災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。

2 遺体捜索の方法

- 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、直ちに遺体捜査に切り替える。
- 行方が明らかでないが、生存している可能性のある者については「第14章 救出計画」により救出を行う。
- 遺体の捜査は、実施責任者たる町長が遺体捜査の計画をたて、消防団、自主防災組織、警察、消防等関係機関の協力を得て、捜索に必要な機械、器具等を借上げて行う。

第2 遺体の処理

1 実施責任者

町長は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を、関係機関の協力を得て行う。
災害救助法が適用された場合は、知事又は日本赤十字社長崎県支部は、災害救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、遺体の処理を行うものとする。

2 遺体処理の方法

- 遺体の識別が行えるよう、洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の遺体を短時日の間に埋葬することが困難な場合は、遺体安置所（寺院等の施設）を設定し、埋葬が行われるまでの間、一時保存する。
- 遺体見分については、警察官による見分（死体取扱規則）を行う。また、死因その他につき、医師の立会を求めて必要な見分を行う。

第3 遺体の埋葬

1 実施責任者

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合、町長が実施する。

災害救助法が適用された場合、原則として知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、迅速に行うため必要と認めるときは災害救助法第13条第1項の規定により町長が行う。

2 遺体埋葬の方法

○原則として、火葬とするが状況により土葬する。

○棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬、納骨等の役務の提供を原則とする。

第4 県への応援要請

町長は、遺体の捜索、処理、埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県及び日本赤十字社に応援を要請する。

■県への応援要請時の伝達事項

- 捜索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
- 捜査地域
- 埋葬施設の使用可否
- 必要な輸送車両の数
- 遺体処理に必要な機材、資材の品目別数量

第16章 要配慮者対策計画

項 目	担 当
第1 地域における要配慮者の避難支援	災害対策本部（厚生班）
第2 指定避難所等における要配慮者の生活支援	災害対策本部（厚生班）
第3 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策	災害対策本部（厚生班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

避難行動要支援者を含む要配慮者は、風水害等の災害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第1 地域における要配慮者の避難支援

1 要配慮者施設への災害情報の伝達及び安否等の確認

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）に対し、電話、ファクシミリ、防災行政無線等多様な伝達手段を活用して災害情報を伝達するとともに、施設の被害状況や施設利用者の安全確保状況等の情報を収集する。

2 避難行動要支援者等の安否確認・救助等

町は、災害に伴う避難指示等が発令された時に、家族、自治会、民生委員・児童委員、避難支援等関係者の協力を得て、在宅の要配慮者（避難行動要支援者を含む）への災害情報の伝達及び安否確認を行うとともに、必要に応じ、警察、消防、関係者に対して、安否確認あるいは救助活動の支援を要請する。

特に避難行動要支援者については、あらかじめ作成している避難行動要支援者名簿の情報を活用し、関係者と連携して確実な避難支援を行う。

3 要配慮者の避難誘導及び指定避難所等への入所措置

町は、自治会、民生委員・児童委員等と連携し、在宅の要配慮者（避難行動要支援者を含む）に対して迅速・的確な避難誘導を実施する。

援護の必要性が高い者については、福祉避難所あるいは社会福祉施設等への入所を進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。また、必要に応じて、自動車による避難先への移送について手配する。

第2 指定避難所等における要配慮者の生活支援

1 指定避難所における要配慮者への配慮

指定避難所の運営に際しては、要配慮者に十分配慮した生活環境の整備に努める。

○要配慮者に配慮した食糧、生活物資の供給

食糧及び生活物資の供給に際しては、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した品目の供給に配慮する。

○快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

○福祉サービスの提供・充実

福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、介護保険サービスの提供、ケースワーカーの配置や手話通訳者・ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努める。

○相談窓口の設置等

指定避難所内に要配慮者用の相談窓口を設けるなど、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

2 福祉避難所、社会福祉施設等への受入れ等

町は、要配慮者に配慮して、事前に指定している要配慮者施設を福祉避難所として開設するほか、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難生活の場の確保に努める。

また、指定避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、町、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者を指定避難所から公的施設、公的住宅、社会福祉施設、病院等へ早期に受入れが可能となるよう、その体制の整備に努める。

3 要配慮者に配慮した医療福祉サービスの提供

町は、保健師、看護師等を中心に指定避難所への巡回健康相談や在宅要配慮者の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

また、専門の医療関係者による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ中長期的に支援する仕組みを構築する。

第3 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

1 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

2 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配慮等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全確保に万全を期す。

3 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

4 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

5 町、県の支援

町及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進する。

町は、保育所、学童児童について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努める。

第17章 緊急物資供給計画

第1節 食糧供給計画

項 目	担 当
第1 食糧供給の基本方針	—
第2 主食の応急供給	災害対策本部（厚生班）
第3 応急食糧の緊急引渡し	災害対策本部（厚生班）
第4 炊き出し及び食糧の供給	災害対策本部（厚生班）
第5 災害救助法に基づく食糧供給	災害対策本部（総務班、厚生班）

第1 食糧供給の基本方針

1 実施責任者

被災地域の被災者等に対する食糧品等の供給は、町が行うものとする。

2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は平常時から必要な食糧等の緊急物資の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）

また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う緊急物資の配分に協力するとともに、必要により炊き出しを行う。

第2 主食の応急供給

町は応急供給を行うべき次の事態が生じた場合、知事に対し農林水産省政策統括官の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の応急供給数量並びに取扱者を申請し、その承認後供給を受け、罹災者等に対する供給又は給食を実施する。この手続きは、急を要する場合は電信電報等によるものとするが、緊急の場合等は一応供給又は給食を実施の上、事後速やかに手続きを行うものとする。

- 罹災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合
- 災害により販売機能が混乱し、通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合
- 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合

災害救助法により、被災者等に対し、炊き出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

また、町長が知事の補助機関として炊き出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊き出し等の現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- 炊き出し受給者名簿
- 食糧品現品給与簿
- その他関係証拠書類

第3 応急食糧の緊急引渡し

町長は、交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合は、農林水産省政策統括官通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によりし、応急食糧の引渡しを受けるものとする。

第4 炊き出し及び食糧の供給

1 炊き出しの対象者

炊き出しによる食糧供給を受ける対象者は、次のとおりとする。

- 指定避難所に入所している者
- 住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等のため炊事ができない者
- 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、旅行等でその必要のある者

2 炊き出しの方法

炊き出しは、必要に応じ自主防災組織、食生活改善推進員、婦人会、日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。また、炊き出し材料の確保については、自主防災組織、食生活改善推進員、婦人会、日赤奉仕団等の協力を得るとともに、器材は極力、指定避難所や学校、集会所等の施設の利用を図るものとする。

3 燃料の確保

町長は、炊き出しに必要なLPガス、器具等の支給又は斡旋を行うものとする。なお、調達ができないときは、次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。

- 必要なLPガスの量
- 必要な器具の種類及び個数

4 炊き出し以外による食糧の供給

炊き出しによる食糧の供給ができない場合、乾パン、パン類等、調理・加工せずに食することができる食品を給与する。

5 食糧の緊急調達

- 発災当日は食糧の調達が困難なため、備蓄されている食糧を活用する。
- 必要な場合は販売業者との協定に基づき、協力を要請し、調達する。

6 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の供給のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等

を参考にその都度定めるものとする。

第5 災害救助法に基づく食糧供給

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合、食糧の供給は法第13条第1項の規定により町長が行う。また、前記以外の場合、知事が行い、町長がこれを補助する。

2 食品給与の対象者

食品の給与対象者は、次のとおりとする。

- 避難所に避難している者
- 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事の出来ない者

3 食品給与の方法

食品の供給は、米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。

4 救出活動のための費用

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○主食費	1人1日当り
○副食費	
○燃料費	1,230円以内
○雑費	

5 救出の期間

供与期間は災害発生の日から7日以内とする。

第2節 衣類品及び生活必需品供給計画

項 目	担 当
第1 物資供給の基本方針	—
第2 物資の調達	災害対策本部（厚生班）
第3 物資の給与	災害対策本部（厚生班）
第4 災害救助法に基づく生活必需品の給与	災害対策本部（総務班、厚生班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 物資供給の基本方針

1 実施責任者

災害救助法を適用するに至らない災害の場合は、町長が行う。
災害救助法が適用された場合、物資の購入及び輸送は知事が行い、町長がその補助にあたる。
また、罹災者に対する配分は町長が行う。

2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は、平常時から必要な生活必需品等の緊急物資の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）
また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う緊急物資の配分に協力する。

3 給与対象者

生活必需品等の給与を受ける対象者は、次のとおりとする。

- 災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害をうけた者
- 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失し、ただちに日常生活を営むことが困難な者

4 給与する品目

給与する生活必需品等の品目は、次のとおりとする。

- 寝具： 毛布、タオルケット、布団等
- 衣料： 作業衣、学童服、スカート、下着類
- 炊事用具： 鍋、釜、バケツ、湯沸器等
- 生活必需品等： 紙おむつ、生理用品、授乳用品等

第2 物資の調達

必要物資（衣類、寝具類、鍋、釜、日用品等）は、町内業者、物資の供給に関する協定を締結した事業所等から調達する。なお、物流拠点や指定避難所等までの輸送については、業者への委託やボランティアの活用等、外部委託することを基本とする。

第3 物資の給与

総務班において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配布計画表を作成した上で購入し、給与については、物資支給責任者を定め自治会長の協力を得て実施する。

第4 災害救助法に基づく生活必需品の給与

1 物資の調達・配分の方法

災害救助法の基準による被服、寝具その他生活必需品の調達は、知事（県福祉保健課）からの給与による。

町長は、知事が示した配分計画に基づき、各罹災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分するものとする。

2 物資給与のための費用

物資給与のための費用の限度額は、次のとおりとする。

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全壊・全焼・流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊・半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
単位：円		(注) 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）					

3 物資給与の期間

供与期間は災害発生の日から10日以内とする。

第18章 上下水道施設復旧計画

第1節 給水及び水道施設復旧計画

項 目	担 当
第1 給水及び水道施設復旧の基本方針	—
第2 応急給水	災害対策本部（上下水道班）
第3 水道施設の応急復旧	災害対策本部（上下水道班）
第4 下水道施設の応急復旧	災害対策本部（上下水道班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 給水及び水道施設復旧の基本方針

1 実施責任者

災害における罹災者に対する飲料水の供給については、町長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、これに準ずる。

2 町民・自主防災組織の役割

家庭、自主防災組織等は平常時から、おおよそ3日分の飲料水の備蓄に努める。（備蓄の考え方については、「第2部 災害予防計画 第5章 備蓄物資・緊急物資の確保計画」を参照）
また、災害発生時、自主防災組織等は、町が行う給水活動に協力する。

3 給水の対象者及び給水量

災害のため、現に飲料水を得ることができない者に対して、生活に最低限必要な給水を行う。
その場合の給水量は、災害発生から3日間は1人1日当たり3ℓ、その後は20ℓを目標とする。

第2 応急給水

1 応急給水の方法

町内外周辺水道からの給水車による搬送給水等、現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、町外から給水をうけるための措置を講じる他、次の事項を県に示し、飲料水の調達又は斡旋を要請する。

- 給水を必要とする人員
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数

2 応急給水に使用する器具

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのち使用するものとする。

3 応急給水の実施期間

供給期間は、災害の日から給水施設が復旧する日までとする。

なお、災害救助法が適用された場合の供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。

4 医療機関・福祉施設等への優先給水

医療救護活動を行うために設置する救護所等や、後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに介護老人福祉施設等の福祉施設への給水を優先的に行う。

第3 水道施設の応急復旧

1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、動員体制について確立しておく。

なお、災害の状況により、実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資材器材の確保

発電機、ポンプ、配水管の応急用資材等、応急復旧を実施するために必要な最小限の資機材を確保しておく。

なお、災害の状況により、実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

3 応急措置

上下水道施設の応急措置について次のように実施するものとする。

- 施設が損壊したときは、損壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。
- 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- 取水、導水、浄水施設が損壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧をはかる。
- 各配水池がすべて使用不能となったときは、他市町から給水をうけるための給水車を派遣するなど、飲料用の最低量の確保に努めるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。
- 配水管の幹線が損壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させるなどの方法により給水を確保する。
- 配水管の幹線が各所で損壊し、出水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの給水を停止し、損壊箇所の応急処理を行う。

第4 下水道施設の応急復旧

1 二次災害の防止対策

上下水道班は、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した下水道事業業務継続計画に従い、直ちに下水道施設の被害状況の調査を行うとともに、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずる。

2 下水道施設の応急復旧

上下水道班は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに巡視を行い、損壊その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

また、下水道施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求めることとする。

第2節 公共下水道災害復旧計画

項 目	担 当
第1 公共下水道施設復旧の基本方針	—
第2 公共下水道施設の応急復旧	災害対策本部（上下水道班）

第1 公共下水道施設復旧の基本方針

下水道施設は町民生活に大きな影響を与えるライフラインであるため、早期の復旧が求められる。このため、災害の発生で下水道施設が被災した場合、迅速に応急措置ができるよう、被害状況について早期把握に努めるとともに、下水の排除及び処理機能を確保するための確な応急復旧を行う。

第2 公共下水道施設の応急復旧

1 応急対策要員の確保

災害発生後、職員は速やかに行動を起こせるように、連絡表や配備体制表を常備する。
波佐見中央浄化センター等の維持管理委託業者、日本下水道事業団、民間業者（コンサルタント等）の、支援協力が必要であるため、緊急時における支援体制の確立を図る。

2 応急対策用資材器材の確保

施設ごとの鍵、照明機具、マンホール鉄蓋開け、カメラ等は場所を決め保管し、道路調査を行い、異常がある場合、カラーコーン、バリケード、マーカーライト等の設置など必要措置を講ずる。
下水道台帳（管渠、施設）の整備について、日頃から図面等の整備を図り、施設状況を把握しておくものとする。

第19章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

共通編

項 目	担 当
第1 応急仮設住宅の設置	災害対策本部（土木班）
第2 住宅の応急修理	災害対策本部（土木班）
第3 建築資材及び建築業者の調達、斡旋	災害対策本部（土木班）

第1 応急仮設住宅の設置

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として設置する。

2 入居対象者

応急仮設住宅への入居対象者は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者、自らの資力で住宅を得ることができない者とする。

3 応急仮設住宅の供給方法等

応急仮設住宅は、建設して供与する建設型応急住宅、民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急住宅、又はその他適切な方法により供与するものとする。

建設型応急住宅の建設用地は、原則として町有地とし、浸水や土砂災害等に対する安全性を点検したうえで、その適地をあらかじめ選定しておく。

賃貸型応急住宅については、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請する。また、必要に応じて、町営住宅等の空家を応急仮設住宅として活用することも検討する。

応急仮設住宅の供給方法等については、次表に示す災害救助法の基準に準じて行うものとする。

■災害救助法に基づく応急仮設住宅供与の基準

	建設型応急住宅	賃貸型応急住宅
住 宅 の 規 模	1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定	世帯の人数に応じて、左記に定める規模に準じる
国庫負担限度額	設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額
着工・借上の期間	（着工）災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する	（借上）災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する
貸 与 期 間	建設完了の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限まで	

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

第2 住宅の応急修理

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として応急修理にあたる。

災害救助法が適用されない小規模災害の場合における被災住宅の応急修理は、町長が行う。

2 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、次のとおりとする。

- 災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で応急修理をすることができない者
- 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3 応急修理の実施方法等

応急修理の実施方法等については、次に示す災害救助法の基準に準じて行うものとする。

○住家の被害の拡大を防止するための救急の修理

救急修理の範囲	災害のため、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を池、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対し行う。
応急修理の費用 (国庫負担限度額)	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いた修理に対して 1世帯 50,000 円以内
応急修理の期間	原則として、災害発生の日から10日以内

○日常生活に必要な最小限度の部分の修理

応急修理の範囲	居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る
応急修理の費用 (国庫負担限度額)	1 世帯 706,000 円以内 (下記以外の世帯) " 343,000円以内 (半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯)
応急修理の期間	原則として、災害発生の日から1か月以内

第3 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋又は調達を要請する。

なお、町長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

■県への要請時の記載事項

応急仮設住宅の場合	住宅応急修理の場合
○被害戸数（全焼、全壊、流失） ○設置を必要とする住宅の戸数 ○調達を必要とする資機材の品目及び数量 ○派遣を必要とする建築業者数 ○連絡責任者 ○その他参考となる事項	○被害戸数（全焼、全壊、流失） ○修理を必要とする住宅の戸数 ○調達を必要とする資機材の品目及び数量 ○派遣を必要とする建築業者数 ○連絡責任者 ○その他参考となる事項

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

第20章 障害物の除去計画

項 目	担 当
第1 洪水、崩土、岩石落下による道路の閉塞等への対応	災害対策本部（土木班、農林班）
第2 災害救助法に基づく障害物の除去	災害対策本部（土木班、農林班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 洪水、崩土、岩石落下による道路の閉塞等への対応

1 実施責任者

県道については、管轄する県が、町道・農道については町が行う。また、電柱、架線、看板等はその施設の管理者、建設中の現場工作物等はその業者が行う。

2 除去活動を行う状況

次の状況に該当するとき、障害物の除去活動を実施する。

- 住民の生命、財産等を保護するために必要とする場合
- 交通の安全及び緊急輸送を確保するために必要とする場合
- 応急対策活動を実施するために必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 実施方法

町有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施する。なお、障害物除去に必要な機械器具については、随時使用できるように、関係業者と十分連絡をとるなど、万全の措置を講ずるものとする。

また、一時的な土砂等の集積又は捨土場所については、災害の規模によるが、原則として町有地を確保する。

町長は、必要に応じ、県、自衛隊、他市町等に応援を要請する。

第2 災害救助法に基づく障害物の除去

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として障害物の除去にあたる。

2 障害物除去の対象者

障害物除去の対象者は、次の各号に該当するものとする。

- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあること
- 自らの資力をもって障害物を除去することができない者

3 障害物除去のための費用

救出活動のための費用は、次のとおりとする。

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○機械器具等の借上費又は購入費 ○輸送費 ○賃金職員等雇上費 等	1世帯当り 138,700円以内

4 実施期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

第21章 義援金品募集配分計画

項 目	担 当
第 1 義援金の受付	災害対策本部（厚生班）、（社会福祉協議会）
第 2 義援物資の受付	災害対策本部（厚生班）、（社会福祉協議会）
第 3 義援金、義援物資の保管	災害対策本部（厚生班）
第 4 義援金、義援物資の配布	災害対策本部（厚生班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・津波災害応急対策編

資
料
編

第 1 義援金の受付

義援金の受付は、町、波佐見町社会福祉協議会、長崎県共同募金会、県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県社会福祉協議会等において行う。

義援金の受付にあたっては、各関係機関と連携するとともに、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら受付について周知を図る。

第 2 義援物資の受付

県及び関係機関の協力を得ながら、指定避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受入れを希望するもの、受入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。なお、必要に応じ、小口・混載の義援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及、内容の周知等に努める。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。なお、指定避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行う。

第 3 義援金、義援物資の保管

義援金については、出納室が義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

また、町に送付されてきた義援物資類の保管は、厚生班において、適宜保管場所（倉庫等）を定めて保管する。

第 4 義援金、義援物資の配分

各受付機関で受領した義援金、義援物資は、これを一括し、義援金品配分委員会（事務局：厚生班）（災害の状況によりその都度各関係機関をもって設置する）において配分方法を決定し、速やかに被災者に配布する。

なお、配布にあたっては、被災者自らが協力する他、ボランティアや自主防災組織等との連携・協力を求めるものとする。

第22章 医療助産計画

共通編

項 目	担 当
第1 医療助産の基本方針	—
第2 応急医療助産活動の実施	災害対策本部（衛生班）
第3 県及び医療機関に対する協力要請	災害対策本部（総務班、衛生班）
第4 災害救助法に基づく医療助産	災害対策本部（衛生班）

風水害等災害応急対策編

第1 医療助産の基本方針

1 実施責任体制

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て町長が行うものとする。

医療、助産の実施は、医療機関の協力のもと、衛生班が行うものとする。ただし、急を要し救護班による助産のいとまがない場合は、助産師等により行うものとする。

第2 応急医療助産活動の実施

1 被災地の状況把握

町長は、災害の発生を知ったときは直ちに総務班を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報する。

また、医療機関等と協力し、次の事項について情報収集を行う。

- 被災地域内の医療施設の被害状況、稼働状況
- 医療機関の患者受入れの状況
- 職員の被災状況、稼働状況
- 医薬品等及び医療用資器材の需給状況
- 施設への交通状況

2 救護所等の設置

町は、県央保健所、東彼杵郡医師会、医療機関と協力し、被災状況等を踏まえ、適時適切な場所に救護所を、また指定避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）をそれぞれ設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所、スタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。

- 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科医を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替えるなど、指定避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行う。
- 必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

地震・原子力災害応急対策編

資料編

3 搬送体制の確保

町は、災害拠点病院等への救急患者の搬送及び医師、看護師等の医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送・緊急輸送体制の確保を要請する。

4 医療施設のライフライン確保

医療施設のライフライン確保にあたっては、概ね次の対応策を行うものとする。

- 被災地域内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。
- 町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。
- 町は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

5 保健師等による健康管理

町は、次により被災者の健康管理を行う。

- 保健師等による保健指導、栄養指導等を実施し、被災者の健康管理を行う。
- 被災者、救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、長崎こども・女性・障害者支援センター等と協力し、メンタルヘルスケアを実施する。

6 医薬品等の確保

町は、医療活動等に必要な医薬品等が不足する場合、その時の実情に応じ最も適当と認められる業者を指定して調達するが、町内での調達が不能な場合、県（県央保健所）に対して医薬品等の調達を要請するものとする。

また、救護所、避難所、救護センター等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、町は長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

⇒資料編 24. 医療関連施設一覧

第3 県及び医療機関に対する協力要請

町は、応急的な医療及び助産を実施する場合は、東彼杵郡医師会及び町内の医療機関の協力を求めて行うものとする。

また、町単独での医療、助産活動等が困難となった場合、地域災害医療センター、日本赤十字社長崎県支部又は県に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

県及び保健所が保健医療福祉活動の総合調整を行うための保健医療福祉調整班を設置した場合、町は、必要に応じて、これらの活動に協力する。

第4 災害救助法に基づく医療助産

県知事から委任を受けた町は、次表のとおり医療又は助産を実施する。

■災害救助法に基づく医療助産の基準

	医 療	助 産
対 象 者	災害により医療の途を失い応急的に医療を施す必要がある者	災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって助産の途を失った者
範 囲	○診察 ○薬剤又は治療材料の支給 ○処置、手術、その他の治療及び施術 ○病院又は診療所への収容 ○看護	○分娩の介助 ○分娩前後の処置 ○脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
費 用 (国庫負担限度額)	○救助法適用による医療救護班が使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 ○一般病院診療所国民健康保険診療報酬の額以内 ○施術者当該地域における協定料金の額以内	○医療救護班、産院その他医療機関による場合 使用した衛生材料、処置費(医療救護班の場合を除く)等の実費 ○助産師による場合 慣行料金の8割以内の額
期 間	原則として、災害発生の日から14日以内 必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。	原則として、分娩の日から7日以内

第23章 保健衛生計画

第1節 防疫・清掃計画

項 目	担 当
第1 防疫活動	災害対策本部（衛生班）
第2 清掃活動	災害対策本部（衛生班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 防疫活動

1 実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行うものとする。なお、防疫実施については衛生班が実施する。

2 防疫の実施

① 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本節では「法」と略記）第27条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、感染症予防法規則（以下、本節では「規則」と略記）第14条に定めるところに従って行う。

なお、被災家屋及びその周辺においては、衛生班及び自治会長を通じて消毒薬剤を配布し、家屋の管理義務者等が実施する。災害の規模によっては、町は専門業者へ委託して実施する。

② 物件に係る措置

法第29条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、規則第16条に定めるところに従って行う。

③ ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により知事の定める地域内で、知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、規則第15条の規定により定められたところによる（薬剤の所要量は日本公衆衛生協会発行の災害防疫事務提要に記載された算出基準により実施）。

3 指定避難所の防疫措置

指定避難所は多数の避難者を受け入れるため、不衛生になりがちとなるので、県央保健所の指導・協力を得て防疫活動を実施する。

4 防疫薬剤の調達

防疫薬剤の調達は、衛生班において行うものとする。調達不能の場合は、県央保健所に調達・斡旋の要請を行うものとする。

第2 清掃活動

被災地における汚物の収集、処分等の清掃は町長が行うものとする。実施は、衛生班が行うものとする。

災害の状況により必要な場合は、東彼地区保健福祉組合、東彼地区環境センターでも行う。

第2節 災害廃棄物処理計画

項 目	担 当
第1 廃棄物処理に係る防災体制の整備	災害対策本部（衛生班）
第2 廃棄物の処理	災害対策本部（衛生班）

第1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

町は、関係市町と協力し、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。また、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

2 災害時応急体制の整備

適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、「災害廃棄物対策指針」や「長崎県災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、「波佐見町災害廃棄物処理計画」を策定している。町は、この計画に基づき、平常時より廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備に努める。

第2 廃棄物の処理

廃棄物の処理については、「波佐見町災害廃棄物処理計画」に基づき行うが、概ね次のように処理を行う。

1 被災地の状況把握

発生直後から、施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害と災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

2 廃棄物処理実行計画の策定

町は、廃棄物処理にあたって、「波佐見町災害廃棄物処理計画」を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、被災の状況と災害廃棄物処理の対象、発生量推計、処理期間等、処理の基本方針を定めるとともに、処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法、処理スケジュール等、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

3 避難所ごみ（生活ごみ）、粗大ごみ等の処理

平常時の収集・処理体制を基本として、町が収集を行い次の方法で処理する。

○被災状況、発災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災後3～4日後には、収集・処理を開始することを目指す。被災状況により収集・処理の再開が遅くなる場合は、生活ごみ（食品残渣混合ごみ）専用の仮置場を検討する必要があるため、あらかじめ候補地の選定に努める。

- 収集した避難所ごみは、平常時どおり、東彼地区保健福祉組合において処理・処分することを原則とする。
- 生活ごみの分別区分は平常時と同様を原則とする。ただし、災害発生後の状況に応じて資源ごみ回収の休止や区分変更の検討、家庭での一時的なごみの保管要請等を行う。
- 腐敗性のごみにより害虫等が発生し生活環境が悪化する場合は、薬剤等により駆除を行う。
- 施設破損や停電、断水等により施設が稼働不能の場合、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して一時保管あるいは、県及び他の市町に処理を要請する。
- 粗大ごみは、災害発生後一時的に搬出が増大すると予想されるため、被災地域では現行のごみステーション収集から拠点収集への変更や被災程度の違いにより収集頻度など地域別に異なった対応を図ることを検討する。
- 家屋の解体に先立って排出される粗大ごみについては、集積場を指定する。
- 事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。

4 し尿の処理

平常時の収集・処理体制を基本として、町が収集を行い次の方法で処理する。

- 平常時どおり、民間事業者（委託）において処理することを原則とする。
- 被災状況（被災戸数等）を勘案して、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置にあたっては、障害者及び高齢者、女性、子供への配慮を行う。
- 仮設トイレからのし尿収集・処理は、収集運搬業者への委託により収集し、民間事業者（委託）において処理する。
- 平常時に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行っている家庭・事業所及び公衆便所からのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理も平常時同様、収集運搬業者への委託により収集し、民間事業者（委託）において処理する。
- 常時に、し尿及び浄化槽汚泥の収集を行っている家庭・事業所等からの収集頻度は平常時と同様とする。ただし、災害時の業務量の増大により通常時の収集頻度が困難な場合は一時的な変更について検討する。
- 災害による損壊等により民間事業者（委託）で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、県を通して応援の要請をする。
- 仮設トイレの設置による収集業務の増大により、収集に支障をきたす場合は、関連団体や県に対し、人員や収集車の調達、処理の応援を要請する。
- 水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。

5 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、次の事項を考慮して行う。

- 災害時の倒壊建物の撤去、処理については自己処理を原則とする。なお、必要に応じて、自衛隊、土木建築・解体業者等の協力を得て、解体・運搬を行う。
- 発生した災害廃棄物は、一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別の処理を行い、可能な限り再資源化（リサイクル）に努める。その後、焼却処理等の減量化を図り、埋立処分を行う。
- 処理にあたっては、町や民間の既存施設を最大限活用し、災害廃棄物発生量が膨大な場合には、

仮設焼却炉の設置や県等との調整を行い、計画期間内（発災から概ね3年間以内）の処理完了を目指す。

- 仮置場にアスベストを含む解体材の搬入・搬出を行う場合には、廃棄物処理法等に従って、適正な搬出・運搬を行う。
- ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

6 廃棄物処理に係る支援要請

町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

県は、県内の市町、災害支援協定を締結した関係団体等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。また、被災状況から判断して県外の広域処理が必要と判断した場合には、国や近隣県に支援要請を行う。

7 環境対策・モニタリング

町は、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響の防止を目的として、各影響項目（大気、騒音・振動、土壌等、臭気、水質）について環境モニタリングを行う。

第24章 輸送及び交通対策計画

第1節 輸送計画

項 目	担 当
第1 緊急輸送の基本方針	—
第2 緊急輸送の実施	災害対策本部（総務班）
第3 災害救助法に基づく緊急輸送の実施	災害対策本部（総務班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 緊急輸送の基本方針

災害応急対策要員、罹災者、災害応急対策用物資、機械等の輸送は、災害応急対策を実施する県、町又はその他の防災関係機関が行うものとする。

この場合、罹災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、第1次的には、町が実施するものとし、他の防災関係機関は、町が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

第2 緊急輸送の実施

1 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を充分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行う。

- 陸上輸送（自動車、鉄道、人力）
- 海上輸送（船舶）
- 航空輸送（ヘリコプター等）

2 輸送の対象

輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

■各段階における輸送対象

段階	輸送対象
第1段階	○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○災害対策要員（政府関係・地方公共団体）、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	○第1段階の続行 ○食料、水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第3段階	○第2段階の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品
------	---------------------------------------

3 輸送手段の確保

車両、船舶等輸送手段の確保については、概ね次の方法で行う。

- 町有車両の活用
- 民有車両の借り上げ（長崎運輸支局を通じ、バス・トラック・タクシー事業者、運送業者等に協力を求める）
- 公共団体及び民有船舶の借り上げ（県を通じ、ボート業者、漁業協同組合、NPO法人長崎県水難救済会、旅客船事業者・内航海運事業者等に協力を求める）
- 航空機の要請（県、自衛隊）
- 燃料等確保のための関係業界への協力要請

なお、他の災害対策実施機関又は関係事業者に対して応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等、必要な輸送条件を明示して行うものとする。

4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げに係る費用は、地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

第3 災害救助法に基づく緊急輸送の実施

災害救助法が適用された場合の緊急輸送は、県が実施する。ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置を待つ暇がないとき、又は特別の事情があるときは、次の基準により町長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

災害救助法に基づく緊急輸送を実施した場合、町長は、これらに関する必要な帳簿、証拠書類を整理保存するものとする。

■災害救助法に基づく緊急輸送の範囲と期間

輸送の範囲	輸送実施の認められる期間
罹災者の避難輸送	災害が発生し、又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送	災害発生の日から14日以内
助産に関する輸送	災害発生の日から13日以内
罹災者の救出に関する輸送	災害発生の日から3日以内

飲料水供給のための輸送		災害発生の日から 7 日以内
救済用物資輸送	炊き出し用食糧調味料及び燃料の輸送	災害発生の日から 7 日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	災害発生の日から 14 日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	災害発生の日から 10 日以内
	学用品の輸送	教科書は災害発生の日から 1 か月以内、その他は 15 日以内
遺体捜査のための輸送		災害発生の日から 10 日以内
遺体処理のための輸送（埋葬を除く）		災害発生の日から 10 日以内

（注）輸送の範囲については、上記以外について特に必要な場合には事前に内閣総理大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

■災害救助法に基づく緊急輸送の費用の基準

国庫負担対象経費	国庫負担限度額
○運送費（運賃） ○借上料 ○燃料費 ○消耗器材費 ○修繕費	当該地域における 通常の実費

第2節 交通応急対策計画

項 目	担 当
第1 支障箇所の通報連絡	災害対策本部（土木班、農林班）
第2 交通規制の実施	災害対策本部（土木班、農林班）
第3 迂回路の設定等の応急措置の実施	災害対策本部（土木班、農林班）
第4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付	

第1 支障箇所の通報連絡

道路管理者である土木班及び農林班は、その管理に属する道路（町道、農道、林道）、橋りょう等の支障箇所を把握するとともに、必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。また、県道等、他の道路管理者が管理する道路区間において支障箇所を確認した場合は、当該道路管理者（県道路維持課）に状況を通知するとともに、必要に応じ応急措置等の実施を依頼する。

なお、災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通知するものとする。通報をうけたときは、警察官にあっては町長へ、町長にあっては、その路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する（災害対策基本法第54条）。

第2 交通規制の実施

1 交通規制の実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

なお、交通を規制しようとするときは、道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。ただし緊急を要する場合で通知する暇がないときは事後速やかにこれからの事項を通知する。

■交通規制の実施機関

実施機関	範 囲
道路管理者 (町道:建設課、 農道林道:農 林課)	(道路法第46条) ①道路の破損・決壊その他の事由により、通行が危険であると認められる場合 ②道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	(災害対策基本法第76条第1項、第76条の3第1項) ①災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合
	(道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) ①道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき（公安委員会又は警察署長） ②道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合（警察官の行う一時的なもの）

2 道路管理者による交通規制

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間、道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したときもしくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制により速やかに必要な交通規制を行う。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 公安委員会による交通規制

①交通安全のための規制

公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めたときは、速やかに必要な交通規制を行う。

②緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

公安委員会は、本町又は隣接市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示を必要な場所に設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

第3 迂回路の設定等の応急措置の実施

実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともに、その旨を必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

1 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として認める車両の範囲（緊急用務のため県内を通行する場合の道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車を除く）は、次に掲げるとおりとする。

- 警報の発令及び伝達並びに避難指示を行うための車両
- 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
- 被災者の救護、救助その他の保護を行うための車両
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
- 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
- 清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両
- 犯罪の予防、交通の規制その他の災害地における社会秩序の維持を行うための車両
- 緊急輸送の確保を行うための車両
- その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する車両

2 確認の申請

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策

を実施するために運転する車両については、車両の使用者は、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事（県北振興局）又は公安委員会（各警察署交通課）に対し、車検証の提示並びに運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、緊急通行車両確認申請書により申請し、確認標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存する。

また、緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了したときは、ただちに確認標章及び確認証明書を返納する。

3 確認標章の掲示等

交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

第25章 文教応急対策計画

項 目	担 当
第1 文教応急対策の基本方針	—
第2 応急教育対策	災害対策本部（文教班）
第3 教科書及び学用品の給与	災害対策本部（文教班）
第4 学校給食対策	災害対策本部（文教班）
第5 社会教育施設等対策	災害対策本部（文教班）
第6 文化財対策	災害対策本部（文教班）

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第1 文教応急対策の基本方針

1 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任者は概ね次のとおりとする

- 小中学校その他の町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- 小中学校児童生徒に対する応急教育は、教育委員会が行う。
- 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長が行う。

2 災害発生時における基本方針

- 災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず学校長は、教育長及び災害対策本部に遅滞なく災害の状況、及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。この報告の方法は、書類報告の事前に、電信、電話等により最も速やかに到着する方法によること。
- 教育長は、被災校に速やかに職員を派遣し、被害状況を収集し関係機関に報告するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置するものとする。
- 休日、休業中、放課後等に災害が発生した場合は、当該学校長は直ちに勤務に服し、被害状況の把握に努めるものとする。また、災害の状況に応じ、直ちに教職員に出動を命じ、被害の状況把握及び応急復旧対策にあたらせるものとする。
- 教育長、学校長及び町長は、応急教育を行うにあたり施設、教職員等の確保に応援を必要とするときは、県教育委員会に要請するものとする。

第2 応急教育対策

1 休校措置

- 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとるものとする。
- 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災無線放送その他の方法により児童生徒及び保護者に周知させるものとする。
- 休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底させ、必要に応じて自治会担当教諭が、各自治会の安全な場所まで誘導し、帰宅させる。

2 学校施設の確保

教育委員会又は各学校長は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図る。なお、被害の程度により応急復旧のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。

■学校施設の確保の方法

被害の程度	学校施設の確保の方法
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	① 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ② 二部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 隣接学校の校舎を利用する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体、又は町内全域について大災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する（町内での施設の確保が困難なときは、県教育委員会に施設の斡旋を要請する）。 ② 応急仮設校舎を建設する。

3 教職員の確保

災害のため教職員が欠員となり応急教育の実施に支障をきたす場合は、県教育委員会に対し、補充教職員の確保措置について要請する。

4 応急教育の実施にあたっての留意事項

応急教育の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 教科書、学用品等を損失した児童生徒のみの負担にならないよう応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。
- 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知する。
- 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

第3 教科書及び学用品の給与

教科書、学用品の調達、給与等については、災害救助法に定める基準に準じて行う。

1 給与の対象者

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水による被害を受けた小中学生の児童生徒及び高等学校等生徒で、学用品を喪失又はき損し、入手することができない者。

2 調達及び給与方法

教育委員会は学校長と緊密な連繫を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給与する。なお、学用品の調達が困難

な場合は、県教育委員会に調達斡旋を要請する。

3 給与品目、費用等

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は、災害救助法が適用された場合はこれに準ずる。また、災害救助法が適用されない場合は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考に、その都度定めるものとする。

■災害救助法に基づく学用品の給与の基準

	医 療	
給与品目	○教科書、教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用する教材） ○文房具 ○通学用品	
費用 (国庫負担限度額)	○教科書及び教材 ○文房具及び通学用品	実費 小学校児童1人 4,800円以内 中学校生徒1人 5,100円以内 高等学校等生徒1人 5,600円以内
期 間	○教科書及び教材 ○文房具及び通学用品	災害の発生日から1か月以内 災害の発生日から15日以内

共
通
編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資
料
編

第4 学校給食対策

教育委員会は、給食センターや各学校が被害により給食を停止したときは、県教育委員会、県央保健所及び当該学校長と協議の上、できるだけ早く学校給食を再開するよう努める。その際は、学校給食衛生管理基準に基づき、万全の措置を講ずる。

また、被害を受けた給食用物資がある場合は、教育委員会はその状況を県本部に速やかに報告しなければならない。

第5 社会教育施設等対策

公民館等の社会教育施設の管理者は、施設利用者の避難誘導、安全確保措置を講じるとともに、速やかに施設の被災状況を把握し、その応急修理を実施するものとする。

第6 文化財対策

教育委員会は、町内文化財の被害状況を各所有者又は管理者に問い合わせて把握するとともに、被災文化財については、被災前の文化財の価値を維持するよう、当該所有者等に応急措置、復旧対策を指示・指導するものとする。

第26章 ライフライン施設等の災害応急対策計画

共通編

項 目	担 当
第 1 電気施設の災害応急対策	(九州電力送配電(株)、 大村配電事業所)
第 2 ガス施設の災害応急対策	(各ガス供給会社、長崎県LPガス協会)
第 3 通信施設の災害応急対策	(NTTフィールドテクノ九州支店 長崎営業所)

ライフライン施設等の災害応急対策については、各実施機関が別途策定する防災業務計画、業務継続計画等によるものとするが、町は、必要に応じ、これらの実施機関が行う災害応急対策の支援・協力を行うものとする。

第 1 電気施設の災害応急対策

町は、実施機関が緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合において要請があれば、搬送手段等の確保を行うものとする。

町は、実施機関から停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休憩等の場所として公共施設等を利用する以外方法がないことから、施設の提供を求められた場合は、可能な限り場所の確保を行うものとする。

第 2 ガス施設の災害応急対策

町は、実施機関が緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合において要請があれば、搬送手段等の確保を行うものとする。

町は、町民等へ災害発生時にガス臭等以上に気付いた場合は大至急、施設等の管理業者に通報するよう周知徹底を図る。また、併せて、ガスが漏えいしている場合の禁止事項（火気厳禁、電氣的な操作も厳禁）等の周知徹底を図る。

町は、ガス施設の付近を避難誘導する場合は、ガスによる一酸化炭素中毒を避けるため、風上に避難誘導するものとする。

第 3 通信施設の災害応急対策

町は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは実施機関へ応急対策を求めるものとする。

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

第27章 農産物災害応急対策計画

項 目	担 当
第1 農林業関係の被害状況の把握	災害対策本部（農林班）
第2 農林業関係の災害応急対策	災害対策本部（農林班）

共
通
編

風
水
害
等
災
害
応
急
対
策
編

地
震
・
原
子
力
災
害
応
急
対
策
編

資
料
編

第1 農林業関係の被害状況の把握

農林班は、長崎県中央農業協同組合、長崎県林業公社等、関係団体と連携を図り、速やかに農林関係の被害状況の把握に努める。

第2 農林業関係の災害応急対策

農林班は、関係団体と連携して、農林事業者に対して応急対策の技術的指導、支援を行う。
なお、主要作物等の災害応急対策の詳細については、長崎県地域防災計画に準じて行うこととする。

■主要作物ごとの応急対策（長崎県地域防災計画 第18章）

主要作物等	災害応急対策
稲	水害技術対策、干害技術対策、冷害技術対策、風害（大雨）技術対策
麦	播種期の長雨（播遅れ）技術対策、生育後期の長雨技術対策
甘藷	冷害技術対策
馬鈴薯	風害技術対策、水害技術対策、干害技術対策、寒害技術対策
園芸作物	風害技術対策、水害技術対策、干害技術対策、寒害害（霜害）技術対策
茶	風水害技術対策、干害技術対策、寒干風害技術対策、凍霜害技術対策
畜産	風水害技術対策、干害（暑熱）技術対策、寒害（冬期）技術対策
材木等	苗畑の干害対策、造林木の風害・潮害跡地の復旧対策 等

第28章 公共土木施設災害応急対策計画

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

項目	担当
第1 公共土木施設災害応急対策の基本方針	—
第2 河川の応急対策	災害対策本部（土木班）
第3 道路の応急対策	災害対策本部（土木班、農林班）
第4 砂防施設の応急対策	災害対策本部（土木班）
第5 公園施設の応急対策	災害対策本部（土木班）

第1 公共土木施設災害応急対策の基本方針

1 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体（国、県、町）が応急工事に必要な要員、資材、機械を確保して施工する。

2 応急工事施工の体制

応急工事の施工については、第一次的には土木班、農林班の職員を動員して行う。

なお、本町職員では対処できない場合は、県、大村公共職業安定所、九州建設技術管理協会又は地元建設業者に対し、技術者等の供給斡旋を要請するものとする。また、必要に応じて自衛隊の派遣を知事に要請するものとする。

また、工事用特殊車両や復旧資材等を確保するとともに、応急工事を迅速に施工するため、大規模災害発生時における支援活動に関する協定を締結している建設協会等への要請や情報交換を行うなど、災害時における緊急確保の措置を講ずる。

第2 河川の応急対策

河川の応急措置としては、通常、本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

応急仮締切の施工については、仮締切工事施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

- 在来法線位置締切
- 堤外月輪型締切
- 堤内月輪型締切
- 河口締切
- 後退締切

第3 道路の応急対策

1 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- 排土作業又は盛土作業
- 仮舗装作業

- 障害物の除去
- 仮道、栈道、仮橋等の設置

2 応急工事の順位

救助活動や食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものから重点的に実施する。

3 その他の応急措置等

上下水道、電気ガス、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。なお、緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

第4 砂防施設の応急対策

被害の状況に応じて、概ね次のとおり応急対策を図る。

○流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵、板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また、仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

○砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

第5 公園施設の応急対策

1 災害発生直後の公園施設の緊急点検

公園等都市施設の点検を実施するとともに、指定避難所等又は避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

2 応急仮設住宅の建築支援等

公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供を図るものとする。